
富田林市 こども計画



令和8年3月
富田林市

はじめに

国においては、昨年より「こども大綱」に基づく「こども未来戦略」が本格的に始動し、こども政策の新たな基盤構築が力強く進められています。これは、少子化という喫緊の課題に対し、社会全体でこどもを育み、未来を担う世代を社会の真ん中に据えるという、国の強い意思と、政策の転換点を示すものです。特に私たち市町村においては、この大きな流れを受け、地域の実情や特性にきめ細かく応じた「切れ目のない支援」を、これまで以上に包括的に推進し、計画的に実施していくことが強く求められています。



本市では、こうした国の動向と連動し、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けその決意を内外に表明するべく、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、行政だけでなく、地域住民の皆様、関係機関、企業など、社会全体でこどもたちを温かく見守り、支え育む気運の醸成に努めてまいりました。また、具体的な施策としましては、「見守りおむつ定期便」や「こども誰でも通園制度」の試行的実施など、先進的な子育て支援策を積極的に展開してまいりました。

今後も人口減少・少子高齢化等による影響が続くと想定される中、妊娠期から乳幼児期・学童期を経て、青年期に至るまでのこども・若者とその家庭を対象とする、この「富田林市こども計画」に基づき施策を推進することで、切れ目なく必要な支援につなげるとともに、令和8年7月に施行予定の「富田林市こどもの権利条例」に基づき、まち全体でこどもの権利を尊重し、保障することにより、本市のこどもたちが自分らしく、安心して、幸せに生きることができるとともに、まちの実現をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、富田林市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、大変貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

富田林市長 吉村 善美

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 住民の意見の反映と情報公開	4
6 近年の国の動向	6
第2章 本市のこども・若者・子育てをめぐる現状と課題	7
1 統計からみた現状	7
2 各種調査結果からみた現状	11
3 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の概要	19
第3章 基本理念と施策体系	22
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援	26
基本目標2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進	33
基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	39
第5章 量の見込みと確保方策	43
1 量の見込みの算出にあたって	43
2 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策	44
3 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策	49
第6章 第2期こどもの貧困対策計画	63
1 こどもの貧困をめぐる社会背景	63
2 「子どもの生活に関する実態調査」をふまえた今後の方向性	63
3 施策の展開	64
4 こどもの貧困対策に関する指標	66
第7章 計画の推進体制	69
1 子ども・子育て会議の開催	69
2 庁内体制の整備	69
3 地域における取組や活動の連携	69
4 PDCAサイクルによる検証	69
5 計画の指標	70
6 こども・子育て支援事業債の活用	71

資料.....	72
1 統計資料.....	72
2 各種調査結果の概要.....	80
3 こども計画事業一覧.....	82
4 富田林市子ども・子育て会議条例.....	99
5 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿.....	101
6 計画策定の経緯.....	102
7 富田林市こどもの権利条例.....	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

【近年の国の動き】

- 令和5年4月に、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するための基本法となる「子ども基本法」が施行され、同日、「子ども家庭庁」が設立されました。
- 同年12月には「子ども大綱」が閣議決定され、常に子ども・若者の視点や権利を尊重し、最善の利益を考える「子どもまんなか社会」の実現をめざす取組が進められています。
- 子ども基本法の施行に伴い、国の「子ども大綱」や「都道府県子ども計画」をふまえた「市町村子ども計画」の策定が努力義務化されました。

【本市の取組】

- 本市では、令和5年9月に「子どもまんなか応援サポーター宣言」を行い、富田林版「子どもまんなか社会」の実現に向けた、子ども・子育て支援策の着実な実行をめざしています。
- 令和7年3月に「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所・幼稚園、子ども・子育て支援事業などの利用量の見込みとその提供体制の確保方策を定めるとともに、次世代育成支援施策等の継承・発展の方向を位置づけました。
- 令和8年度には、「富田林市子どもの権利条例」を施行し、子どもとともに、まち全体で子どもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちの実現をめざします。

富田林市に住む子ども・若者の未来のために



本市では、子ども・若者・子育て支援についての総合的な計画として「富田林市子ども計画」（以下、本計画という。）を策定します。本計画に基づき、これまでの取組を引き継ぎつつ、子どもたちが安心して自分らしく生きることができるまちづくりをさらに推進します。

また、子ども・若者や、子育てをしている保護者・養育者、関係機関の意見をふまえながら、子どもの権利を守り、子ども・若者・子育て家庭を支える取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども・若者・子育て支援についての総合的な計画として策定するものであり、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。

また、本計画は、以下の計画と一体的に策定するとともに、市の総合計画等の上位計画及び関連計画と整合性のとれた内容とします。「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を再編・包含するとともに、「富田林市こどもの権利条例」の理念を掲げることで、こども施策の一体的な運用につなげます。

◎市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

◎市町村におけるこどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）

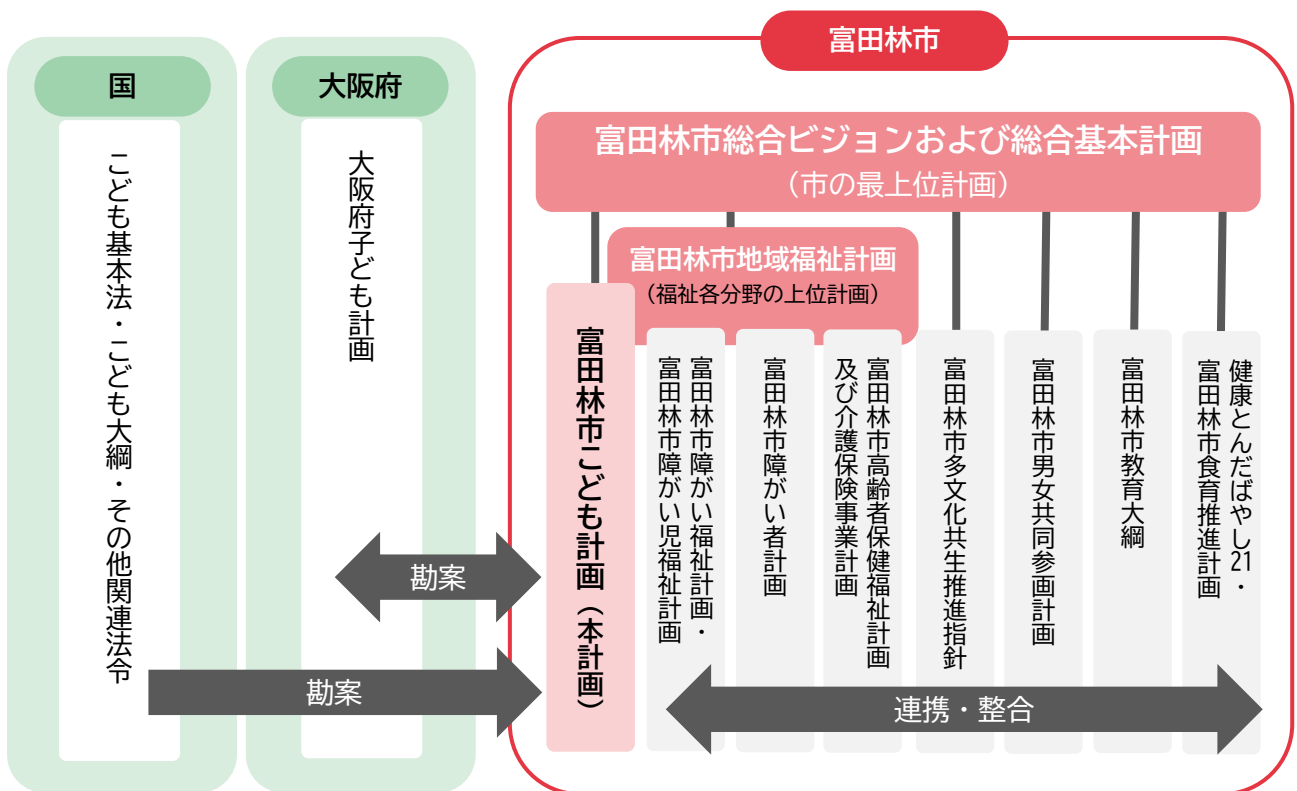
○市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）

○市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）

○ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）

◎…「こども計画」として策定するには必須となる計画 ○…包含は任意となる計画

◆他分野との関係性のイメージ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年です。

令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を再編することから、その内容を引き継ぎ、効果的な施策の推進につなげるため、4か年の期間設定としています。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画					第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画				
					再編・包含	↓	富田林市こども計画		

4 計画の対象

下記の法令や令和8年度に施行予定の「富田林市こどもの権利条例」もふまえて、本計画では、妊娠期から乳幼児期を経て学童期、思春期、青年期に至るまでの、心身の発達の過程にある子ども・若者とその家庭を対象とします。

【参考】

●こども基本法（第2条）

…「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

●こども大綱（こどもの定義に関する注記欄）

…「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

「こども」と「子ども」の表記について

本計画では、根拠法である「こども基本法」に則り、原則として「こども」表記を用います。ただし、「子ども・子育て支援法」等、法律等の規定や事業等の固有名詞として漢字が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

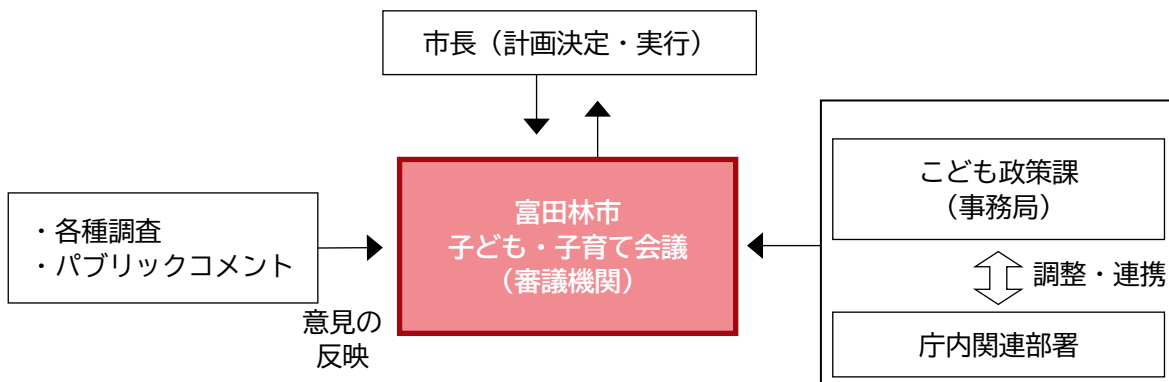
5 住民の意見の反映と情報公開

本計画は、こどもや市民等の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点をふまえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、学識経験者やこどもに関わる各種団体の代表、公募の市民などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接関わることができるしくみです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、計画策定に関する協議・検討を行いました。

◆子ども・子育て会議の位置づけ



(2) 「子育て支援に関するニーズ調査」と「子どもの生活に関する実態調査」の活用

令和7年3月に策定した「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」において、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、令和6年3月に実施した、就学前児童の保護者と小学生の保護者が対象の「子育て支援に関するニーズ調査」の結果を、本計画の策定に活用しました。

また、大阪府では、「こどもの貧困」の現状を把握するため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施しており、本市においても、大阪府と共同で令和5年7月に小学5年生・中学2年生の児童・生徒とその保護者を対象に調査を行っており、その結果も参考にしました。

(3) 「若者の生活や意識に関するアンケート調査」の実施

本計画を策定するにあたり、地域の若者の生活実態や結婚・出産・子育て等の意向などを把握するため、令和7年7月から8月にかけて実施した「若者の生活や意識に関するアンケート調査」の結果を反映しました。

(4) 「こどもの権利条例に係る各種調査」の活用

富田林市こどもの権利条例の制定を目的として令和6年度に実施した、こどもの権利に関するアンケート調査、こどもワークショップ、こどもへのヒアリング、関係団体等アンケート・ヒアリング調査の結果を、本計画の策定に活用しました。

(5) パブリックコメントの実施

計画素案を市ウェブサイトなどで公表するパブリックコメント（市民意見公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた意見や要望を計画へ反映するように努めました。

6 近年の国の動向

平成 27 年の子ども・子育て新制度の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。令和 5 年のこども基本法の施行を受け、「こども大綱」「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」※設置の努力義務化など新たな制度も創設されています。

平成 27 年	○子ども・子育て支援法の施行 (子ども・子育て新制度の創設、「市町村第 1 期子ども・子育て支援事業計画」の策定)
平成 28 年	○「子供・若者育成支援推進大綱」(第 2 次)の策定
平成 29 年	○改正児童福祉法等の施行 (「市町村母子健康包括支援センター」(平成 30 年から「市町村子育て世代包括支援センター」)、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化(令和 6 年に「市町村こども家庭センター」に一本化))
令和元年	○子ども・子育て支援法改正 (幼児教育・保育の無償化の実施、「市町村第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の策定) ○成育基本法の施行 ○「子供の貧困対策に関する大綱」の策定
令和 2～4 年	○コロナ禍による幼稚園・保育所等・学校、地域のサービス等への影響
令和 3 年	○「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 (「こどもまんなか社会」の実現をめざす) ○「子供・若者育成支援推進大綱」(第 3 次)の策定 ○成育医療等基本方針の閣議決定
令和 5 年	○こども基本法施行、こども家庭庁創設 ○「こども大綱」の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ○「こども未来戦略」の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の 3 つを柱に重点的に国が進めていく戦略)
令和 6 年	○改正児童福祉法等の施行 (「市町村こども家庭センター」「地域子育て相談機関」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の制度化等家庭支援事業の充実) ○国の「こどもまんなか実行計画 2024」の策定 ○子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充(「こども誰でも通園制度」等)、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など) ○改正子どもの貧困対策法(こどもの貧困の解消に向けた対策推進法)の施行 (現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことをめざすことなど)

※市町村こども家庭センター：市町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う新たな機関。大阪府内での児童相談所を表す府子ども家庭センターとは異なるもの。

第2章 本市のこども・若者・子育てをめぐる現状と課題

1 統計からみた現状

統計資料からみた本市の現状を取りまとめています。詳細なデータは資料編にて記載しており、本編では概要をまとめています。

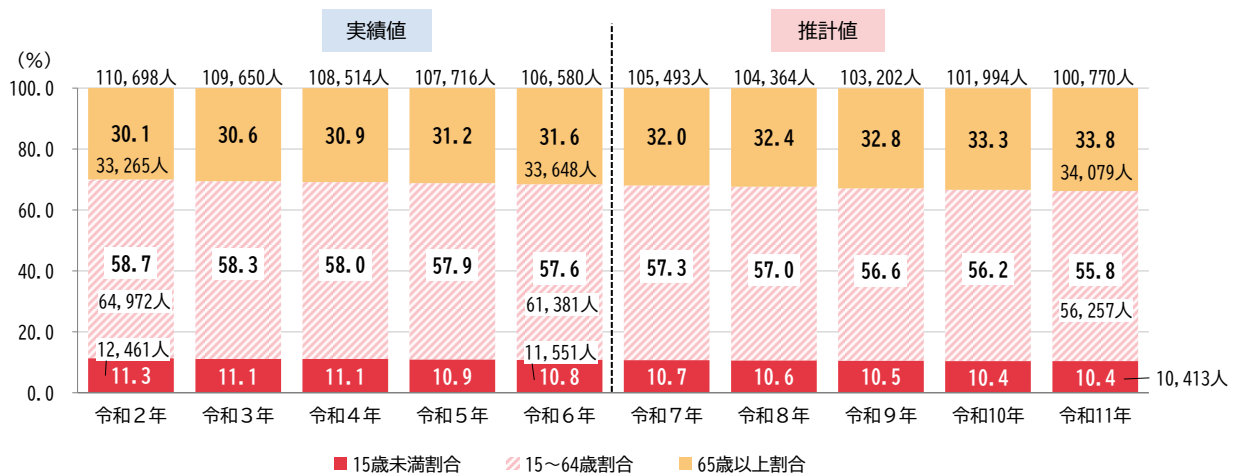
(1) 人口の推移と推計

○15歳未満人口、15～64歳人口は減少を続けている一方で、65歳以上人口は増加を続けています。

今後も65歳以上人口の増加が続き、少子高齢化が進行することが見込まれます。

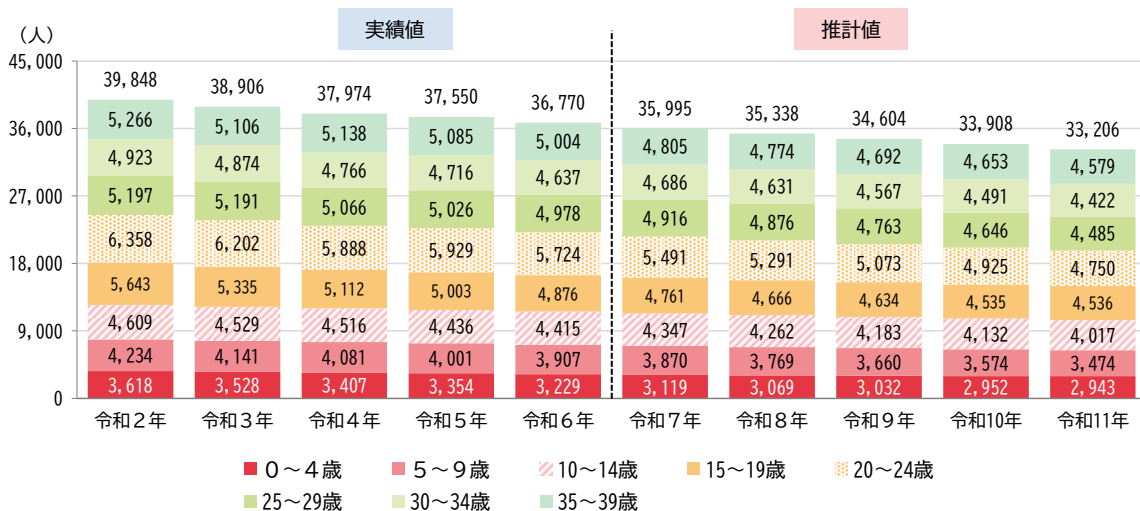
○こども・若者の人口は減少傾向にあり、令和6年から令和11年にかけて3,500人程度の減少が見込まれます。

◆年齢3区分別人口（構成比）の推移と推計



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

◆こども・若者の人口（0～39歳）の推移と推計



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

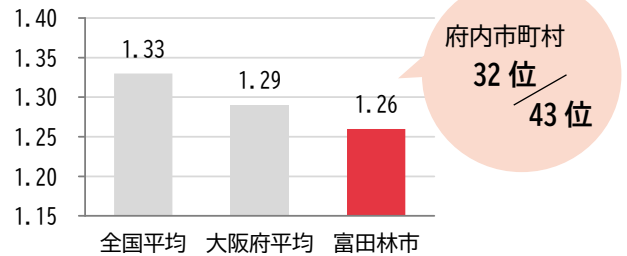
(2) 出生の状況

- 出生数は、令和2年には638人でしたが、その後減少し令和6年には479人となっています。
- 合計特殊出生率は、全国・大阪府平均を下回る1.26となっており、府内の43市町村の中では32位となっています。

◆出生数の変化



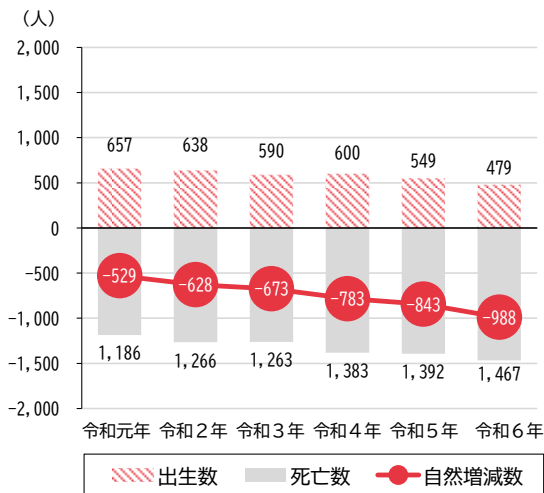
◆全国・府内市町村の合計特殊出生率の比較



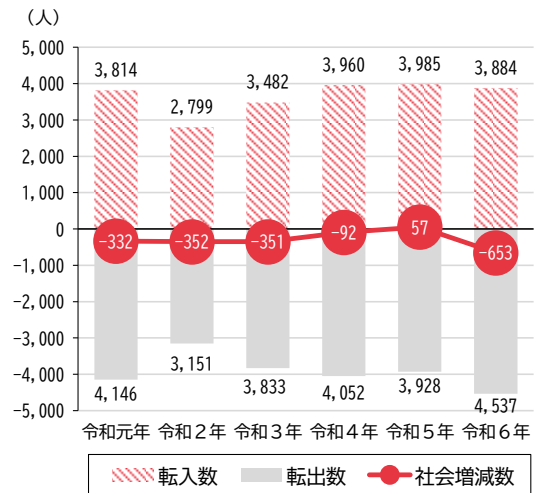
(3) 自然動態・社会動態

- 自然動態では、出生数は減少、死亡数は増加傾向で、近年は死亡数が出生数を上回っています。
- 社会動態では、令和2年を除いて転入・転出ともにおおむね4,000人前後で推移しています。
- 令和元年から転出数が転入数を上回る転出超過が続いており、令和5年に転入超過となったものの、令和6年には再び転出超過となっています。

◆自然動態



◆社会動態

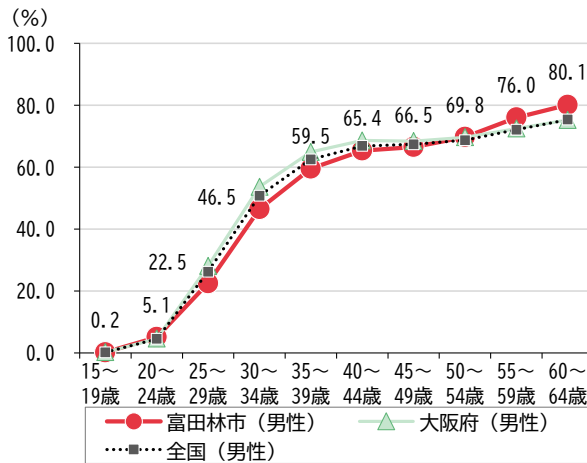


(4) 婚姻率

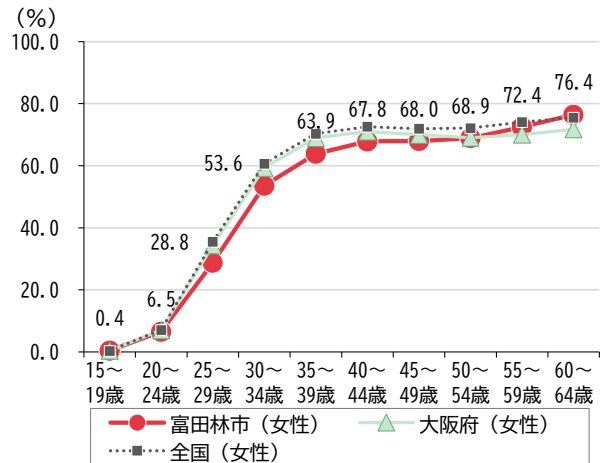
○男性では、20代後半から40代後半の婚姻率が大阪府・全国を下回り、50代以降では上回っています。

○女性では、20代前半から50代前半の婚姻率が大阪府・全国を下回り、50代後半では大阪府を、60代前半で大阪府・全国を上回っています。

◆男性の婚姻率の比較



◆女性の婚姻率の比較



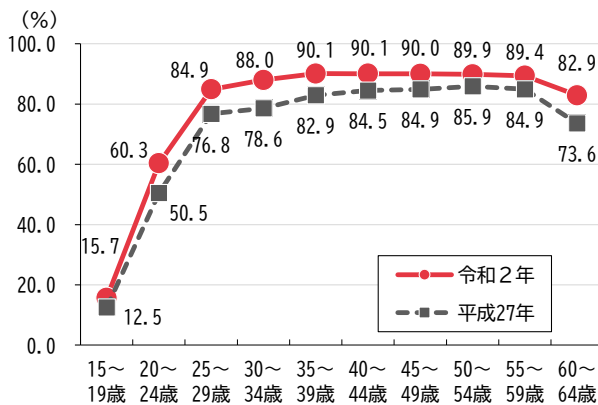
出典：令和2年国勢調査

(5) 就業率

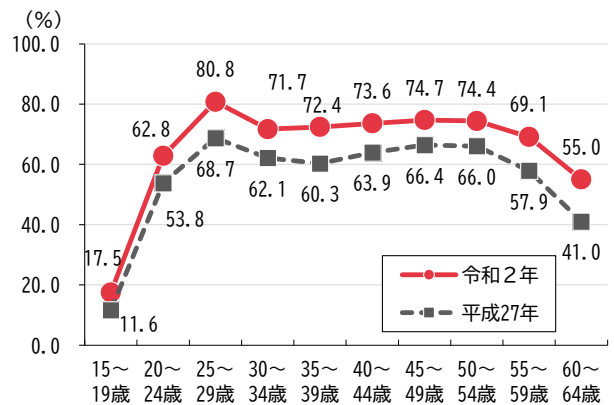
○平成27年と令和2年を比較すると、男女ともに就業率が上昇しています。

○女性は、30~39歳の就業率が他の年齢より低くなっています。

◆男性の就業率の推移



◆女性の就業率の推移

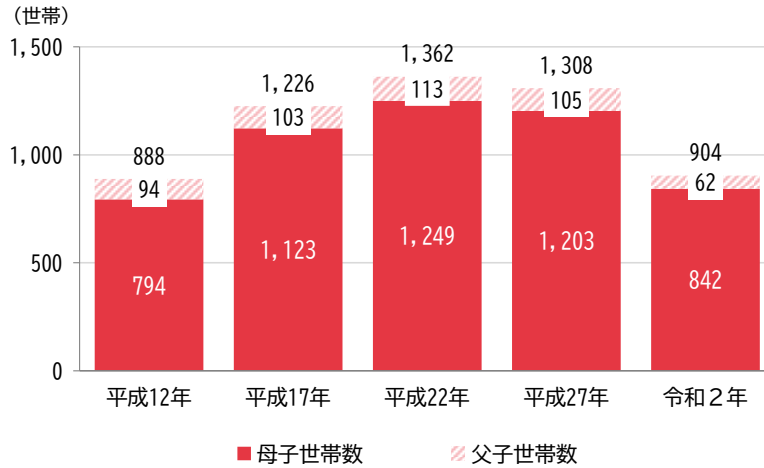


出典：国勢調査

(6) ひとり親世帯数の推移

○ひとり親世帯数は平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年には904世帯となっています。母子世帯数、父子世帯数も同様に減少傾向を示しています。

◆ひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査

統計からみた現状 総括

- こども・若者の人口は減少している一方、高齢者数は増加しています。出生数の減少により、今後も少子高齢化が進むことが予測されます。
- 転出超過の傾向や若い世代の婚姻率の低さから、定住促進や結婚・子育てしやすい環境づくりが課題となっています。
- 男女ともに就業率が上昇しており、30～39歳女性では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」の改善がみられることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- ひとり親世帯数は減少傾向にあり、母子世帯数、父子世帯数も同様に減少傾向を示しています。

2 各種調査結果からみた現状

本計画の策定にあたっては、以下の3分類（8項目）の調査や意見聴取により本市の現状を把握するとともに、こどもや子育て当事者等の意見を施策に反映し、策定します。詳細なデータについては、資料編に記載しており、本編では概要をまとめています。

◆本市で実施した各種調査一覧

調査分類	調査名	調査対象者
A	子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者
		小学生児童の保護者
	子どもの生活に関する実態調査	小学5年生・中学2年生
		小学5年生・中学2年生の保護者
B	若者の生活や意識に関するアンケート調査	市内在住の若者（18歳～39歳）
C	こどもの権利に関するアンケート調査	小学校低学年（1年生～3年生）
		小学校高学年（4年生～6年生）
		中高生 （中学1年生～高校3年生（高校生年齢））
		18歳以上の市民
	こどもワークショップ	【募集型】 小学生～高校生
		【アウトリーチ型】 子ども食堂・児童養護施設の小学生
	こどもへのヒアリング	こども園・幼稚園・保育園のこども
		多様な学び・生活環境にあるこども （フリースクール、特別支援学校、小学校の日本語教室、児童養護施設、障がい児入所施設）
関係団体等アンケート調査	学校、保育園、フリースクールやこどもの相談窓口など、こども・子育てに関わる関係機関等	
関係団体等ヒアリング調査		

A：「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る調査

B：「富田林市こども計画」策定に係る調査

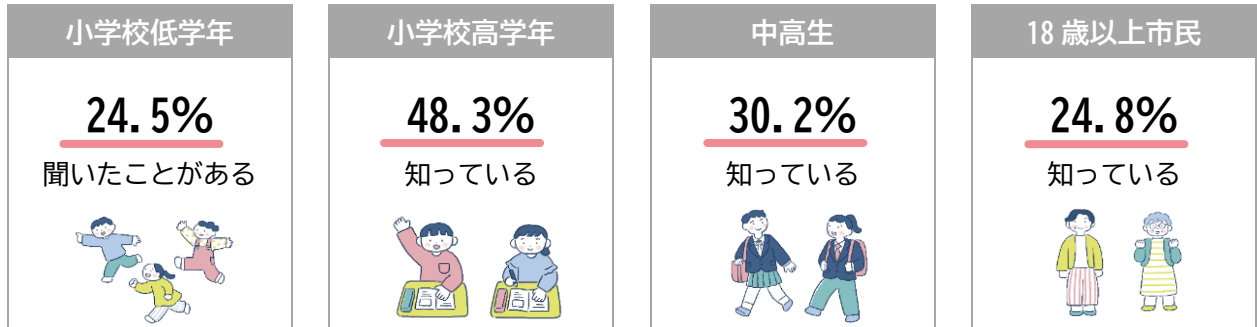
C：こどもの権利条例制定に係る調査

(1) こども・若者の権利や主体性の尊重について

▼こどもの権利に対する大人の認知度が低い

- 全体の認知度が最も高いのは小学校高学年となっています。
- こどもと比べて、18歳以上市民の認知度が低くなっています。

◆「こどもの権利」を知っているか

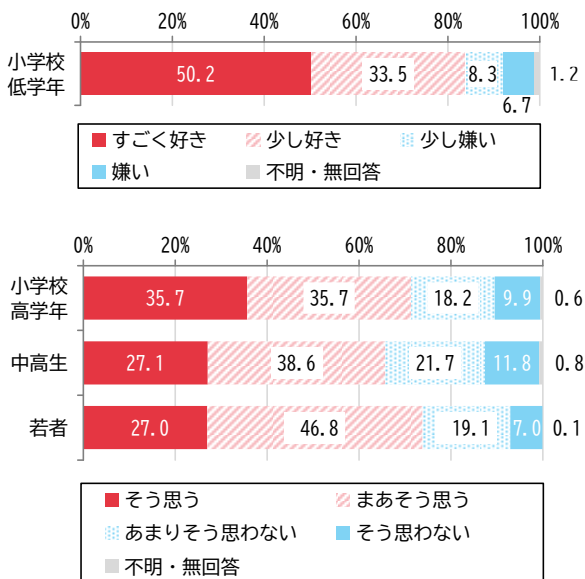


出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年、小学校高学年、中高生、18歳以上市民）

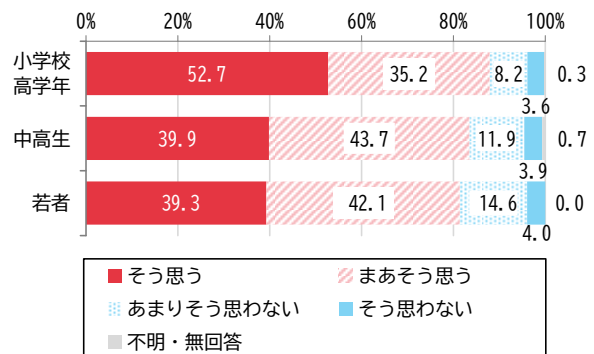
▼年代が上がると自己肯定感が低下

- 自分のことが好きなこども・若者について、小学校低学年は非常に高い割合となっています。一方で、年代が上がると自分のことが好きだと思う割合が低下しており、特に中高生が低い傾向にあります。どの年代も一定数、自分のことが好きではないこども・若者が存在しています。
- 自分らしく生きていると思うこども・若者について、小学校高学年は高い割合の一方で、中高生と若者は低下しています。どの年代も、1割から2割程度が自分らしく生きていると思わないと回答しています。

◆自分のことが好き



◆自分らしく生きている



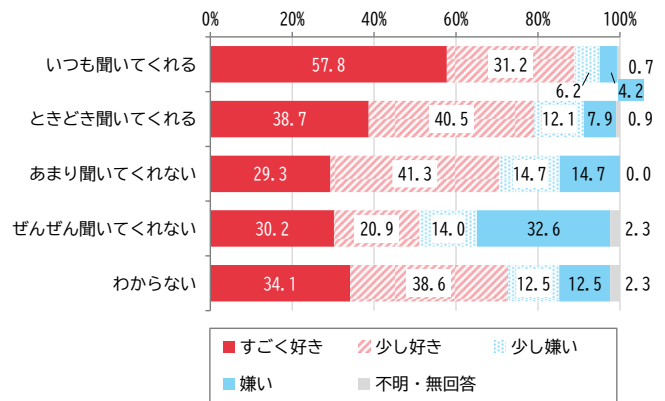
出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年、小学校高学年、中高生）、若者の生活や意識に関するアンケート調査

▼こどもに対する理解・尊重が自己肯定感につながる

○小学校低学年では、大人が「話を聞いてくれる」と感じるこどもほど、自分を好きだと思える割合が高い傾向にあります。

○小学校高学年や中高生では、家庭や学校生活に満足しているこどもほど、意見を大事にしてもらえていると感じています。

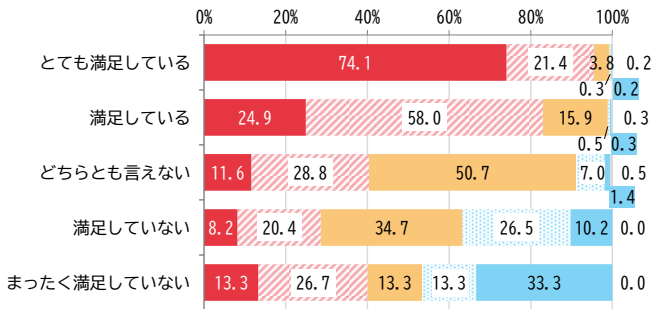
◆意見の尊重×自己肯定感（小学校低学年）



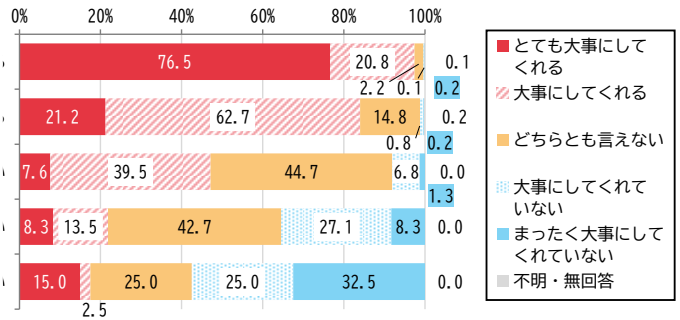
出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年）

◆家庭への満足度×親などによる意見の尊重

小学校高学年

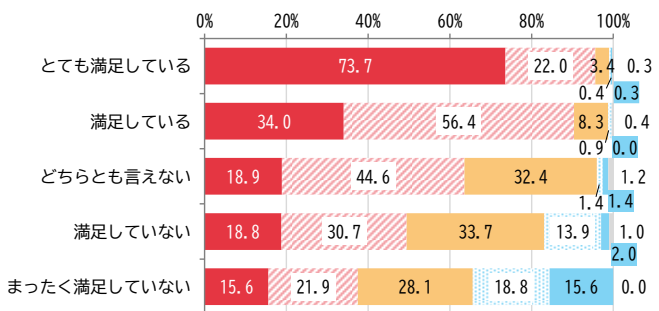


中高生

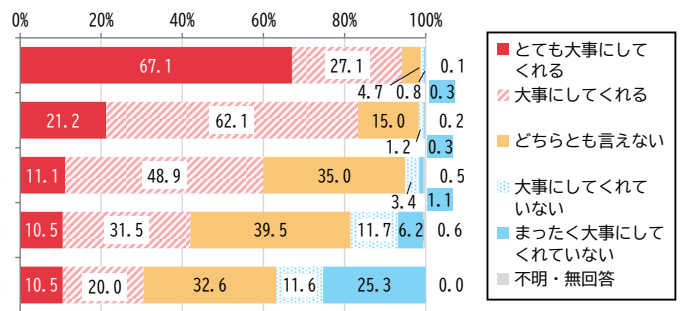


◆学校生活の満足度×先生による意見の尊重

小学校高学年



中高生



出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校高学年、中高生）

こどもへのヒアリング

- ・勝手におもちゃ、絵本を捨てられた時、嫌な気持ちになった。
- ・大人が約束を守ったら、嫌な気持ちにならないと思う。



こどもワークショップ

- 自分（オリジナル）のかかるた
- ・意見はこどもにもたくさんあるから言わせてよ
- ・こどもも大人の話にはいいりたい
- ・やめようよ こどもの意見を 無視するな

出典：こどもへのヒアリング（こども園・幼稚園・保育園のこども）、こどもワークショップ

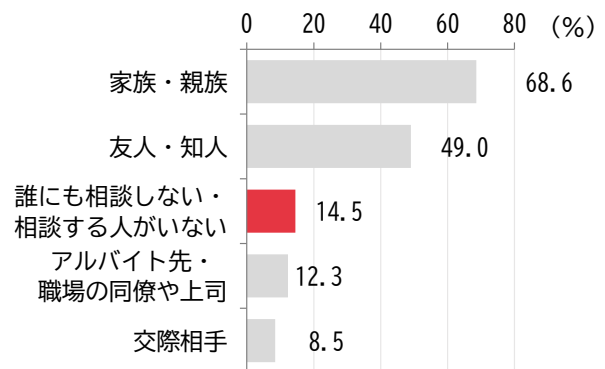
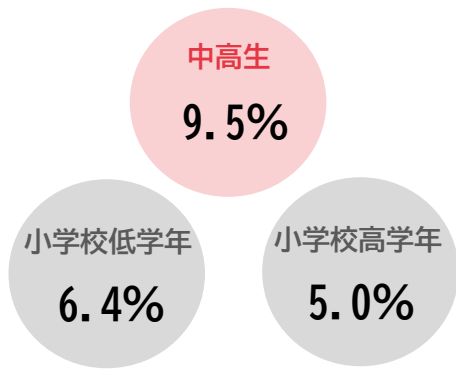
(2) こども・若者の状況や意向について

▼相談先や居場所のないこども・若者が存在する

○小学校低学年、小学校高学年、中高生いずれも、相談できる相手がないこどもが一定数みられ、特に中高生は小学生と比べて割合が高くなっています。若者においても、「誰にも相談しない・相談する人がいない」が全体の3番目に高い割合となっています。

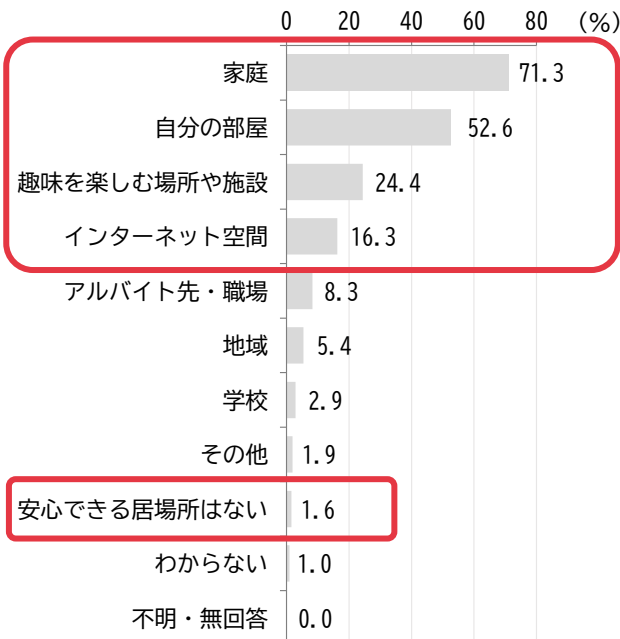
○若者の居場所は「家庭」や「自分の部屋」に加え、「趣味を楽しむ場所や施設」「インターネット空間」など多様化しています。一方で、少数ではあるものの、居場所がない層も存在します。

◆相談できる人が「いない」こどもの割合 ◆若者の悩みや心配ごとの相談相手（上位5項目）



出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校低学年、小学校高学年、中高生）、若者の生活や意識に関するアンケート調査

◆若者の安心できる居場所



出典：若者の生活や意識に関するアンケート調査

- ・継続した支援を行うには、安心感を与える居場所の整備が必要。
- ・学校へ行きづらくなっているこどもは親も子ども悩んでおり、どこに相談したらいいか、どこかに居場所はないか求めている。



関係団体等アンケート調査

- ・こどもの居場所（拠点）があれば嬉しい。学校ではないけど、そこに行くことをこどもたちに案内できればいい。
- ・高校生の居場所がないので、悩める高校生が多い。



関係団体等ヒアリング調査

出典：関係団体等アンケート調査、関係団体等ヒアリング調査

▼権利侵害や辛い経験を抱えた子ども・若者がいる

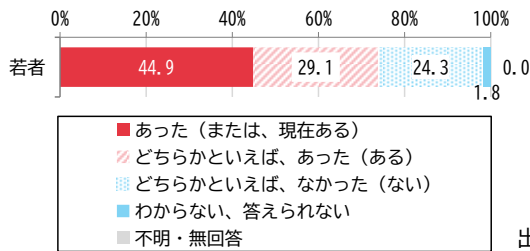
- 悪口や暴力、差別の禁止等の権利が守られていないと感じている子どもがいます。
- 日々の生活に影響がでるような辛い経験がある若者の割合が高くなっています。

◆守られていないと思う「子どもの権利」

小学校高学年	中学生
<ul style="list-style-type: none"> ・わる口を言われたり、なかまはずれにされたりしないこと (35.9%) ・たたかれたり、いやなことをされたりしないこと (25.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと (42.5%) ・どんな理由でも差別されないこと (26.4%)

出典：子どもの権利に関するアンケート調査（小学校高学年、中学生）

◆学校生活や社会生活、日常生活に影響がでるような辛い経験の有無

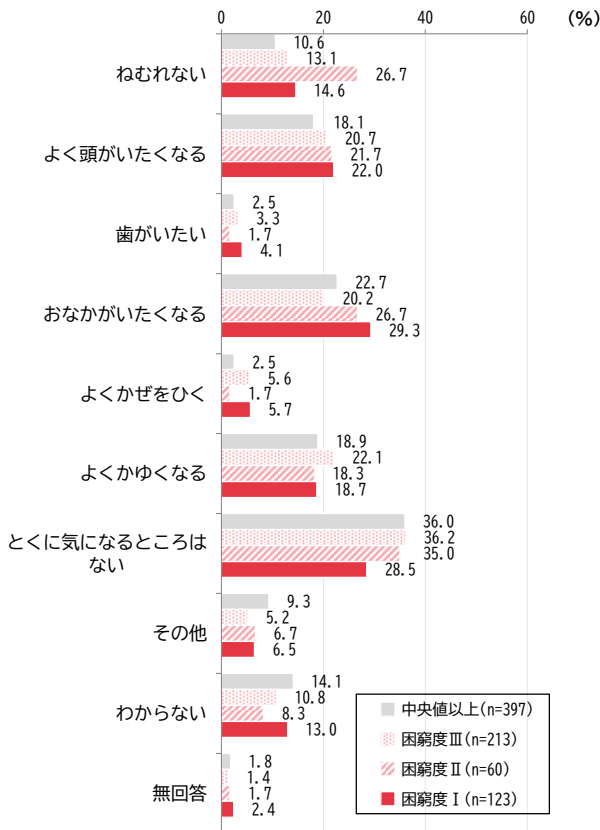


出典：若者の生活や意識に関するアンケート調査

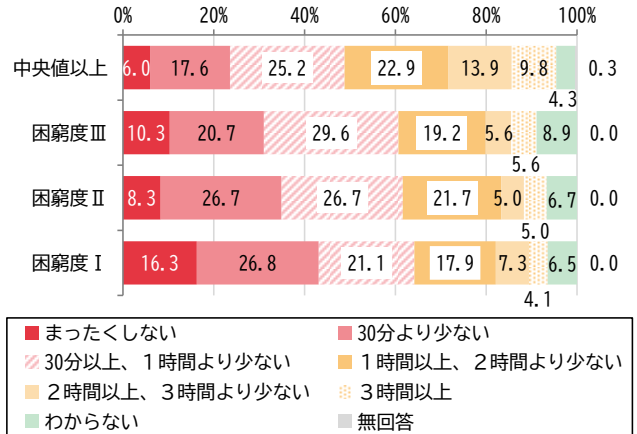
▼経済状況が子どもの健康状態や学習状況に影響する

- 困窮度が高い家庭の子どもは、中央値以上群と比べて、体の状態で気になることが多く、勉強時間も短い傾向にあります。

◆困窮度別体の状態で気になること



◆困窮度別平日の勉強時間



出典：子どもの生活に関する実態調査（小学5年生・中学2年生）

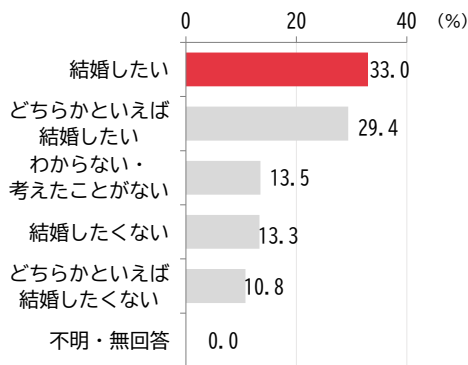
▼結婚やこどもを望む若者は多いが、希望の実現には様々な課題がある

○未婚の若者の半数以上が「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」と回答し、理想のこどもの人数は「2人」の割合が最も高いなど、結婚・出産意欲は高い傾向にあります。

○結婚したくてもしていない理由として「よい相手にめぐり合わない・めぐり会う機会がない」「経済的な余裕がない」が、理想のこどもの人数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかる」「仕事と子育ての両立が難しい」などがあげられています。

○結婚・出産しやすい環境づくりのためにあればよいと思う支援については、「結婚・出産後も働きやすい職場づくり」の割合が最も高くなっています。また、「妊娠・出産・不妊治療等に関する経済的支援」「男性の育児参加を促進する環境や支援」のニーズも高くなっています。

◆結婚したいか

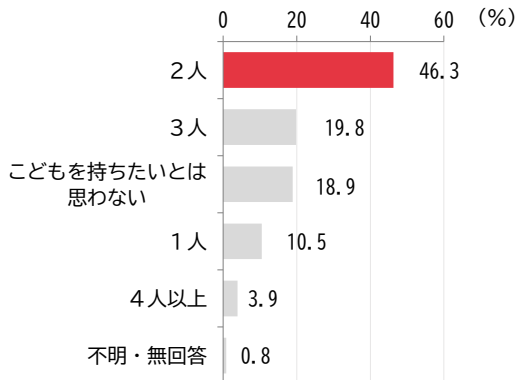


◆結婚したくてもしていない主な理由

- よい相手にめぐり合わない・めぐり会う機会がない (48.2%)
- 経済的な余裕がない (27.0%)



◆理想のこどもの人数



◆理想のこどもの人数を持たない主な理由

- 子育てや教育にお金がかかる (82.9%)
- 仕事と子育ての両立が難しい (57.9%)



◆結婚・出産しやすい環境づくりのためにあればよいと思う支援



- 結婚・出産後も働きやすい職場づくり (63.8%)
- 妊娠・出産・不妊治療等に関する経済的支援 (45.9%)
- 男性の育児参加を促進する環境や支援 (36.9%)

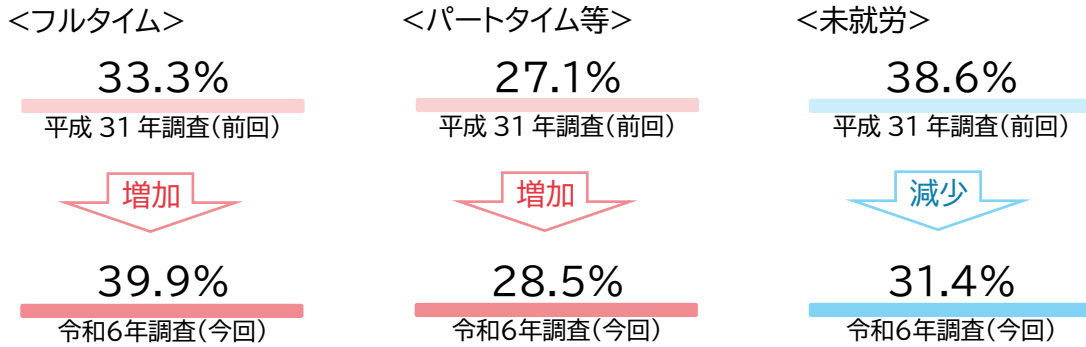
出典：若者の生活や意識に関するアンケート調査

(3) 子育て当事者の状況や意向について

▼母親の就労形態が変化している

○子育て家庭の母親の就労状況をみると、前回調査と比べて『未就労』の割合が低下し、『フルタイム』の割合が上昇しています。

◆母親の就労状況



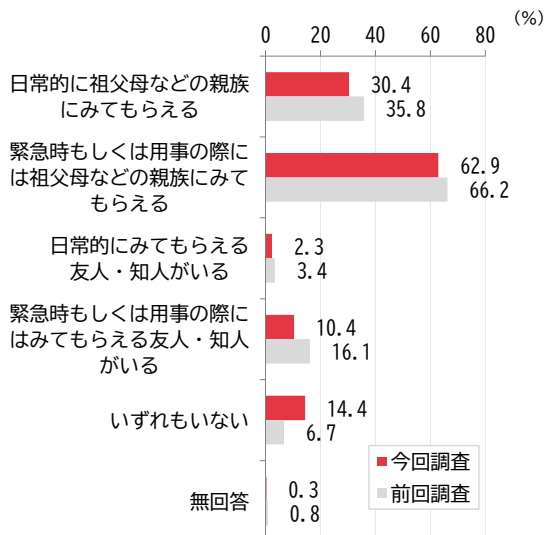
出典：子育て支援に関するニーズ調査

▼子育て家庭の孤立化が進んでいる

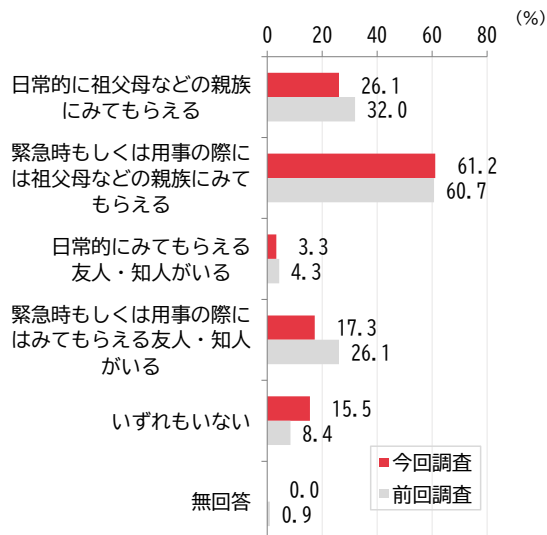
○日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が最も割合が高い一方で、前回調査結果（平成31年）よりこどもをみてもらえる割合が全体的に低下し、「いずれもない」が上昇していることから、子育て家庭の孤立化が進んでいることがわかります。

◆日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無

<就学前児童の保護者>



<小学生の保護者>



出典：子育て支援に関するニーズ調査

(4) こども・若者・子育て当事者が求める主な施策

○小学校高学年と中高生は、安全・安心に向けた取組、遊ぶ場所や勉強する場所を増やす取組を特に求めています。

○若者は、出産・子育てや生活、困難を抱えるこども・若者への支援を特に求めています。

○子育て当事者は、今後、充実してほしい子育て施策として、居場所や経済的支援の充実を特に求めています。



小学校高学年

- ・明かりをふやして、夜も**安心**して歩けるようにする (55.9%)
- ・公園や**遊ぶ場所**をふやす (49.0%)
- ・道路などで**あぶない場所**をへらす (44.0%)

出典：こどもの権利に関するアンケート調査（小学校高学年）



中高生

- ・友達と**遊ぶ・勉強する場所**を増やす (46.7%)
- ・明かりを増やし、夜も**安心**して歩けるようにする (45.2%)
- ・**スポーツ**ができるところを増やす (39.4%)

出典：こどもの権利に関するアンケート調査（中高生）



若者

- ・**出産・子育て**に関する支援 (63.8%)
- ・**生活**に関する支援 (52.0%)
- ・**困難を抱えるこども・若者**への支援 (29.3%)

出典：若者の生活や意識に関するアンケート調査

<就学前>

- ・親子が**安心して集まれる屋内の遊戯施設**を整備してほしい (43.2%)
- ・親子が**安心して集まれる公園などの屋外の施設**を充実してほしい (33.9%)
- ・各種子育て支援サービスの利用料や育児用品に係る経費など、**経済的援助**を充実してほしい (31.0%)

<小学生>

- ・塾など習い事への**経済的支援**がほしい (44.1%)
- ・学校の給食費や学校行事に係る**費用の負担**を軽減してほしい (40.2%)
- ・学校や学童クラブ以外で、こどもが通え、**こどもだけで過ごせる場所**を増やしてほしい (20.7%)

出典：子育て支援に関するニーズ調査



子育て家庭

こどもワークショップ

Q. 理想の富田林市について

- ・いつまでもみんなが笑顔な富田林
- ・みんなが心でつながっている富田林
- ・みんなが優しい町（まち）
- ・一人も悲しい思いをしている人がいない笑顔の町（まち）
- ・すべての人を取りこぼさない街（まち）にしよう

出典：こどもワークショップ

3 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の概要

「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）の施策の推進状況は、以下のとおりです。施策は、「子ども・子育て支援の充実」（子ども・子育て支援事業計画の施策）、「次世代育成の推進」（次世代育成支援行動計画の施策）、「子どもの貧困対策計画」の施策に区分されます。「子どもの貧困対策計画」は、令和5～6年度の2か年計画として、「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」に包含しています。

（1）子ども・子育て支援の充実

「子ども・子育て支援の充実」（第2期計画第6章）は、「教育・保育の量と質の確保」「地域子ども・子育て支援事業の量と質の確保」「すべての子どもと子育て家庭を支える支援」の3つの基本施策から構成されています。

1. 教育・保育の量と質の確保	
<p>○0～2歳の保育所利用のニーズの高まりを受け、受け入れ体制の充実を図りました。</p> <p>○教育・保育の現場では、令和2～4年度にかけての全国的な新型コロナウイルス感染症の流行下に、予防措置・感染拡大防止措置をとった上で開園し、教育・保育の確保に努めました。</p> <p>※各事業の令和2～6年度の利用実績は、本計画第5章に掲載しています。</p>	
2. 地域子ども・子育て支援事業の量と質の確保	
<p>○国・府による交付金等での支援のもと、市町村が地域の实情に応じてメニューを選んで実施する事業で、本市においては、「こども・子育て応援センター」の設置や、学童クラブ開設時間の充実、「こども誰でも通園制度」の試行実施等に新たに取り組みました。</p> <p>※各事業の令和2～6年度の利用実績は、本計画第5章に掲載しています。</p>	
3. すべての子どもと子育て家庭を支える支援	
（1）児童虐待防止対策の充実	○令和4年6月の2歳児死亡事案を受けて、児童虐待防止の組織体制の見直しや人材育成強化、家庭訪問の強化に取り組んでいます。
（2）障がい児施策の充実	<p>○乳幼児期から成人するまで成長の様子や支援経過を記録・活用する「つながるファイル」のこどもの管理件数が、令和2年度の927件から令和5年度には1,278件と増加しました。</p> <p>○学童クラブの障がいのある児童の受け入れのための指導員加配を令和4年度に5人増やすなど、支援を拡大しました。</p>
（3）ひとり親家庭の自立支援の推進	○母子・父子自立支援員による養育費確保に関する情報提供や、令和3年度から公正証書等作成費用や養育費保証契約に係る費用の一部補助を開始するなど、施策の充実を図りました。
（4）仕事と家庭の両立に向けた雇用環境の整備	○「パパ向け！子育て応援講座」など「仕事と家庭の両立」の啓発活動を進めました。

(2) 次世代育成の推進

「次世代育成の推進」(第2期計画第7章)は、「子どもの人権尊重と権利擁護の推進」「母子の健康と安全の確保」「心豊かな子どもを育てる教育環境の充実」「子ども・子育て支援を支える体制の強化」「子どもに安全で安心なまちづくりの推進」の5つの基本施策から構成されています。

1. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	
○教育支援センター「すこやかスクールYOUYOU」、校内教育支援ルーム「Poco」、スクールカウンセラー配置事業など、学校復帰をめざした取組を推進するとともに、生涯学習課を所管課に、若者のひきこもり支援の取組を拡充しました。	
○令和6年度から、「こどもの権利条例」の制定に向けた市民参画による検討を進めています。	
2. 母子の健康と安全の確保	
(1) 健やかな妊娠・出産への支援	○育児ヘルパー事業や産後ケア事業など、産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期の支援の拡充に努めました。
(2) 子どもと母親の健康確保	○乳幼児健診の受診率、予防接種の接種率向上に努めるとともに、要支援者への継続的なフォローに努めました。
(3) 食育の推進	○母子保健、学校保健の各事業で食育を推進するとともに、市内子ども食堂の運営支援を進めました。
(4) 小児医療の充実	○医療機関、医師会など関係機関の協力を得ながら、小児急病診療や休日の小児科診療の体制確保を図っています。
(5) 乳幼児期の事故防止	○全市立小学校で心肺蘇生法やAED操作の技術を学ぶ講習を実施するなど、こども本人や子育て世代への事故防止教育を進めてきました。
3. 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実	
(1) 幼児・児童教育の充実	○「第2期富田林市教育大綱」に沿い、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図る教育の推進に努めました。 ○小・中9年間を見通して系統的な教育をめざす「小中一貫教育」や、学校・家庭・地域の協働に力を入れており、「小中一貫教育」では、令和4年度から小金台小学校・明治池中学校において施設分離型の小中一貫校「彩和学園」が開設しました。
(2) 放課後対策、青少年期の健全育成	○全8中学校区内に組織されている「地域教育協議会(すこやかネット)」において、それぞれの校区で特色ある学校支援活動が行われるほか、10小学校区において、大学生のボランティアの協力を得た「放課後子ども教室」が開催されています。 ○公民館や児童館、図書館などでこどもを対象とした様々な事業が行われていますが、コロナ蔓延期には中止・休止を余儀なくされました。
4. 子ども・子育て支援を支える体制の強化	
(1) 情報の提供	○子育て応援ガイドブックや子育て応援サイトなどを通じて、随時、情報提供に努めました。
(2) 子育てに関する相談体制	○平成29年5月に母子保健機能の強化を図る「子育て世代包括支援センターゆにぞん」を、令和3年11月に児童福祉機能の強化を図る「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、令和6年7月からはこれらを「こども・子育て応援センター」として統合し、子育てに関する総合相談体制の強化を図っています。

(3) 外国人家庭などへの支援	○小中学校での日本語指導員の配置、とんだばやし国際交流協会の協力による「多言語進路ガイダンス」など、計画に掲げた取組を推進していますが、渡日まもない状態で編入する児童・生徒が増加しており、一層の支援の拡大を図る必要があります。
(4) 経済的な負担の軽減	○第2期計画期間内に、「新型コロナウイルス感染症長期化に伴う子育て世帯への臨時特別給付」(令和3年度)、不妊治療の保険適用(令和4年度から)、出産・子育て応援給付金(令和4年度から)、「低所得世帯のこども1人あたり5万円の給付金」(令和6年度)、児童手当の高校生年代までへの拡充等(令和6年度から)といった国の制度改革があり、「大阪府子ども食費支援事業」など府独自の事業も含め、市においても関連業務を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図りました。 ○市独自の制度としては、「富田林市若者・子育て世代転入促進給付金」などの事業を推進しました。
(5) 子育て支援のネットワーク	○8中学校区ごとの「地域教育協議会(すこやかネット)」、2つの中学校区ごとに4ブロックで編成される「子育て支援ネットワーク事業」、12の地区・校区福祉委員会で実施されている「子育てサロン」、さらには各学校園単位で活動しているPTAなどが多岐にわたる取組を行っています。 ○コロナ蔓延期に事業が中止・休止を余儀なくされたほか、地域住民が主体となっていく活動では、各団体のメンバーの高齢化、役員のなり手不足といった課題があります。
5. 子どもに安全で安心なまちづくりの推進	
(1) 快適な生活環境の確保	○公園施設の安全対策を進めるとともに、路面標示の更新など、道路環境の向上を図っています。
(2) 安全・安心なまちづくりの推進	○防犯灯や防犯カメラの設置補助などを通じて、子ども・子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりに努めています。

(3) 子どもの貧困対策計画

「子どもの貧困対策計画」(第2期計画第9章)では、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの基本施策を推進しました。

1. 教育の支援	
○生活困窮者自立支援制度の中で、市内2会場で週2日ずつの学習支援教室を、週5回程度の自習支援教室を開催し、生活困窮世帯のこどもたちへの学習サポートに加え、「居場所」としての役割も担っています。	
2. 生活の支援	
○社会福祉協議会などとも連携しながら、民間による子ども食堂事業の運営支援を行うとともに、フードドライブの取組も進めています。	
3. 保護者に対する就労支援	
○「富田林市地域就労支援センター」での就労支援コーディネーターによる相談など、様々な理由により、就労に結びつかない子育て家庭への支援を進めています。	
4. 経済的支援	
○低所得世帯の学童クラブ利用料の減免など、各種制度による支援を行っています。	

第3章 基本理念と施策体系

1 基本理念

こどもの声を聴き、ともに歩む
こどもまんなか富田林



本市はこれまで、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」の「ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし」を基本理念に、こども・親・家庭・地域が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながらともに育つことを基本的な視点として取り組んできました。

また、本市では、子どもの権利条約、日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、今と未来のすべてのこどものために、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することで、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的に、令和8年度に「富田林市こどもの権利条例」（以下、条例という。）の施行を予定しています。

条例の前文は、「こどもの声を聴く取組」を通じて、こどもたちと一緒に作成しました。こどもたちの思いや願いは、かけがえのない宝物であり、本市はこの貴重な声を胸に刻みながら、こどもたちとともに歩むことを決意しています。

条例では、「まち全体で重点的に保障に取り組むべきこどもの権利」「こどもの権利を保障するための責務および役割」「こどもの権利を保障するまちづくりの推進」「こどもの権利の擁護および救済」などを明記しており、こども施策を将来にわたって進めていくための基盤となります。

条例の第3条には、こどもの権利保障に関して、次の4つの基本理念を掲げています。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見、考え、気持ち等を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること。
- (4) こどもは、こどもの権利を理解され、尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられること。

これらをふまえ、本市は、こどもたちの思いを受け止め、こどもたちが安心して自分らしく生きることができるまちづくりの推進に向け、本計画における基本理念を「こどもの声を聴き、ともに歩む こどもまんなか富田林」と定めます。

2 基本目標

こども基本法が制定され、「すべてのこどもの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」がうたわれるとともに、ライフステージに応じて、大人になるまで切れ目なく健やかな成長をサポートするまちづくりが求められています。

このため、本計画においては、国の「こども大綱」や「大阪府子ども計画」の施策の方向もふまえながら、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援

こどもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会に出て活躍することは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

その実現に向けては、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、それぞれの成長段階に合わせた環境づくりやサポートが大切です。

そのために、安全・安心な妊娠・出産の支援、乳幼児の健やかな育ちの推進、地域の特性を生かした教育・保育の充実、若者の活躍の場を広げるなど、年齢や発達段階に応じた切れ目のない支援を進めます。

〔主要施策〕

- 1 妊娠・出産・乳幼児期の支援
 - 2 学童期・思春期・青年期の支援
- ※「就学前教育・保育の推進」を含む

基本目標2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

まち全体でこどもの権利が保障されるまちの実現に向けては、年齢や発達、状況に応じ、こどもや家庭に対して地域コミュニティと連携しながら寄り添い、支えることが必要です。

そのために、すべてのこども・若者の権利が守られ、安全・安心に暮らしていけるよう、こども・若者の権利を守るしくみづくり、事故や犯罪・災害などからの安全確保に加え、健康を支える食育の推進や地域医療の充実等、分野を越えた取組を進めていきます。

〔主要施策〕

- 3 権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援
- 4 安全・安心な暮らしの確保

基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

こどもの健やかな成長のためには、子育て当事者が心身ともにゆとりを持ってこどもに向き合うことが大切です。経済的な不安や孤立感、仕事との両立等に悩んだりすることなく、安心して子育てができるよう、地域全体で支える必要があります。

そのために、経済的支援をはじめ、必要な制度・サービスを的確に活用できるよう、きめ細かく寄り添い、サポートします。また、子育てにやさしい社会づくりの意識啓発や環境整備に努めます。

〔主要施策〕

- 5 きめ細かな相談支援の推進
- 6 子育てにやさしい社会づくり

3 施策体系

本計画では、以下のとおり、3つの基本目標、6つの主要施策、21の個別施策を掲げます。

基本目標		主要施策		個別施策	
1	ライフステージに応じた健やかな成育の支援	1	妊娠・出産・乳幼児期の支援	1	妊娠・出産期の健康づくりの推進
				2	乳幼児期の健康づくりの推進
				3	療育・発達支援の推進
				4	就学前教育・保育の推進
				5	地域子ども・子育て支援の推進
		2	学童期・思春期・青年期の支援	6	地域とともに歩む学校教育の推進
				7	こども・若者の居場所づくり
				8	青少年健全育成と若者の活躍支援
2	すべての成育過程にわたる多様な支援の推進	3	権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援	9	こどもの権利を守る制度の確立
				10	要保護児童対策の推進
				11	障がいのあるこどもへの支援の充実
				12	こどもの貧困対策の推進
				13	複合課題のある家庭の支援
		4	安全・安心な暮らしの確保	14	安全・安心なまちづくりの推進
				15	安心医療の確保
				16	食育の推進
3	子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	5	きめ細かな相談支援の推進	17	包括的な相談支援の推進
				18	経済的負担の軽減
		6	子育てにやさしい社会づくり	19	仕事と家庭の調和に向けた支援
				20	ひとり親家庭への支援の推進
				21	快適な生活環境の確保

第4章 施策の展開

基本目標 1



ライフステージに応じた健やかな成育の支援

主要施策1 妊娠・出産・乳幼児期の支援

妊娠・出産・乳幼児期では、医療機関等と連携しながら、包括的な健康づくり支援を進めるとともに、発育・発達上の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援につなげていきます。また、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。

個別施策1 妊娠・出産期の健康づくりの推進

【現状と課題】

- 妊娠・出産期は、新しい命を迎える大切な時期であり、心身の変化が大きい時期でもあります。妊娠・出産期を安心して過ごせる環境づくりと、心身の健康づくりを推進する必要があります。
- 本市では、妊娠・出産期の親子の健康づくりに向けて助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行っています。また、子育て世帯訪問支援事業や産後ケア事業などに取り組んでいます。
- 若者の生活や意識に関するアンケート調査によると、これからの若者のために、市で今後充実すべき取組として、「出産・子育てに関する支援」の割合が最も高くなっています。

【今後の取組】

- 妊婦健診や産後ケアを充実させることで、親子の健康を守るとともに、プレママ・パパ教室などを通じて、出産に向けた両親への意識啓発を図ります。
- 母子健康手帳の交付時に妊婦とつながることで、安全・安心な出産に向けて伴走型の相談支援を行っていきます。
- 不妊・不育症で悩む方の相談に応じ、必要時に関係機関の紹介を行うなど、妊娠から子育てまで寄り添う体制を整え、すべての親が安心して子育てに臨める環境づくりに努めます。

【主な事業】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ・ 初回産科受診費用助成 新規掲載 * | ・ 妊婦一般健康診査 |
| ・ 妊婦歯科健康診査 新規掲載 | ・ 産後ケア事業 |
| ・ 不育症治療費助成 新規掲載 | ・ 妊婦等包括相談支援事業 新規掲載 |
| ・ 妊婦のための支援給付 新規掲載 | ・ 子育て世帯訪問支援事業 |

資料編
P82

※新規掲載は「富田林市第3期子ども・子育て支援事業計画」から新たに掲載した事業です。(以降同じ)

個別施策2 乳幼児期の健康づくりの推進

【現状と課題】

- 乳幼児期は、心と身体の基盤が育まれる大切な時期であり、こどもたちがのびのびと健やかに成長できる環境づくりが必要です。
- 本市では、乳幼児期のこどもの健康づくりに向けて、乳幼児健診の受診率、予防接種の接種率向上に努めるとともに、専門職による訪問事業の継続により、日常生活にサポートが必要な方へ継続的なフォローを行っています。

【今後の取組】

- 乳児家庭への訪問、乳幼児健診、予防接種を継続し、健康状態の把握と疾病等の予防・早期発見に努めます。
- 育児教室などの機会を通じて、必要な情報を提供し、発達や食生活をともに見守りながら、どの家庭も気軽に子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくりに取り組みます。
- 歯と口の健康づくりにも力を入れ、歯科健診や歯科相談を充実させるとともに、かかりつけ歯科医での定期的な受診を促進します。
- 乳幼児がいる家庭を対象とした助産師や保健師・保育士などの訪問を継続し、子育てに関する情報提供や健康状態などの把握を行います。また、「見守りおむつ定期便」に引き続き取り組み、0歳児家庭の見守りを継続します。

【主な事業】

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・保育士による訪問事業（ママサポとっぴーず）
- ・乳幼児健診
- ・育児教室（ぴよぴよクラス）（すくすくクラス）
- ・見守りおむつ定期便 新規掲載

資料編
P83

個別施策3 療育・発達支援の推進

【現状と課題】

- こども大綱では、障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者が、地域の中でともに支え合いながら参加し、受け入れられる（インクルージョン）社会の実現が求められています。
- 養育や発達上の課題、疾病や障がいなどにより、より丁寧な関わりが必要なこどもやその保護者に対しては、健診や発達相談、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育などを通じて早期に気づき、成長をともに見守り、支えていくことが大切です。
- 療育・発達支援に向けて、保護者と支援関係者がこどもの状況を共有し、どのような支援が必要かをともに考え、継続した効果的なサポートを行うことを目的とした「つながるファイル」を作成しており、対象件数は増加傾向にあります。

【今後の取組】

- 健診やチューリップ教室、発達に関する取組などを通じて経過観察・伴走支援に努め、地域の保育施設や医療機関、専門機関等と連携して、こども一人ひとりの育ちをともに支えます。
- 「ペアレントトレーニング」などを通じ、保護者がこどもとの関わり方を学ぶことができる環境づくりに努めるとともに、「つながるファイル」等を活用し、保護者と支援機関間、支援機関同士の継続的な関係づくりに取り組みます。
- 金剛保育園の空き保育室を活用し、こどもの発達に関する不安や困り事などに対して、身近な保育の場で専門的な支援や相談が受けられる体制を整備します。また、保育と療育・発達支援の両立を図りながら、地域の事業所や支援機関への助言を行うなど、地域の発達支援の拠点として誰もがともに育つ社会づくりをめざします。

【主な事業】

- ・発達障がい児等療育支援事業
- ・通園施設運営補助事業
- ・幼児の健全発達支援（チューリップ教室）
- ・こどもの発達相談
- ・保育所等巡回相談

資料編
P84**個別施策4 就学前教育・保育の推進**

【現状と課題】

- 本市では、就学前教育・保育の推進に向けて、0～2歳の保育所利用の受け入れ体制の充実を図ったほか、「第3期富田林市教育大綱」に沿い、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図る教育の推進に努めています。
- 子育てに関するニーズ調査によると、フルタイム・パートタイム等で働く母親が増加し、保育所・認定こども園の需要が高くなっており、仕事と子育ての両立を支援する取組が必要です。

【今後の取組】

- 多様な働き方に応じて保育サービスを利用できる体制を整備します。
- 保育士・教職員などの人材の確保・育成に努めるとともに、幼稚園の預かり保育や給食等のサポートなどに関わる地域人材の育成を行います。
- 市立保育所の認定こども園化を進めることで、教育と保育を一体的に展開し、持続可能な質の高いサービスを提供できる体制を整備します。
- 金剛保育園の適正規模化により発生する空き保育室を活用し、医療的ケア児の受け入れや療育的支援、病児保育の充実などに取り組みます。

※「就学前教育・保育の量の見込みと確保方策」の詳細は、第5章に記載しています。

【主な事業】

- ・病児保育事業
- ・市立保育所の認定こども園化 新規掲載
- ・幼稚園サポーター事業

資料編
P84～85

個別施策5 地域子ども・子育て支援の推進

【現状と課題】

- 本市では、地域子ども・子育て支援の推進に向けて、「こども・子育て応援センター」の設置や学童クラブ開設時間の充実、「こども誰でも通園制度」の試行実施等に新たに取り組んでいます。また、国・都道府県による交付金等での支援のもと「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、保護者のニーズに対応した様々なサービスを提供しています。
- 子育てに関するニーズ調査によると、子育てでこどもを親族や友人にみてもらえる割合が低下しており、子育て家庭の孤立化が進んでいます。
- 少子化や核家族化が進む中で、地域でのつながりや交流が希薄になっており、こどもを持つ親同士の親睦・交流・情報交換の機会や、そのためのきっかけづくりが必要です。

【今後の取組】

- 子育て家庭が地域で孤立せず、様々なサポートをスムーズに受けられるよう、親子のふれあいを促進する事業や子育て家庭同士の交流、情報交換の場づくりなどを推進します。
- 家庭での保育が一時的にできなくなった時のセーフティネットとして、既存の一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、就労要件を問わず、3歳未満児を保育所などで受け入れる「こども誰でも通園制度」を実施し、多様な保育ニーズへの対応強化を図ります。

※『「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策』の詳細は、第5章に記載しています。

【主な事業】

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・乳幼児クラブ事業
- ・一時預かり事業（一般型・余裕活用型）
- ・乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度） **新規掲載**
- ・子育て世帯訪問支援事業【再掲】
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- ・（仮称）こども・子育てプラザ整備事業 **新規掲載**
- ・親子ふれあい事業

資料編
P85～86

主要施策2 学童期・思春期・青年期の支援

学童期・思春期・青年期では、各小中学校において、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育を推進するとともに、保護者の就業状態を問わず、小学生の放課後の居場所の確保を図ります。また、青少年・若者の地域社会とのつながりづくりを進め、青少年・若者をめぐる諸課題の解決にもつなげていきます。

個別施策6 地域とともに歩む学校教育の推進

【現状と課題】

- 学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期でもあります。こども大綱では、学童期のこどもが、安全で安心できる場所で、小さな失敗も経験しながら課題に挑戦し、やりとげる喜びを積み重ねていけるような環境を整えることが求められています。
- 本市では、学校教育の推進に向けて、「第3期富田林市教育大綱」に基づく教育の推進に努めているほか、小中学校9年間を見通して系統的な教育をめざす「小中一貫教育」や、学校・家庭・地域の協働に力を入れて取り組んでいます。
- こどもの権利に関するアンケート調査によると、小学校高学年では7割半ば程度、中高生では約7割が学校生活に「満足している」と回答しており、満足度が高いこどもほど、学校の先生が自分の意見を大事にしてくれてると感じています。

【今後の取組】

- 学校は、こどもたちが学び、育つ場であると同時に、家庭や地域とつながる拠点です。家庭・学校・地域が連携し、こどもの意思や主体性を尊重しながら、地域ぐるみで生きる力を育む教育を推進していきます。
- 学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会を生き抜くため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成を図ります。
- 就学前から小学校、小学校から中学校へと成長していく中で、引き続き小中学校9年間の連続性や発展性のある学びとともに、家庭・学校・地域の協働活動による地域ぐるみの教育を推進します。

【主な事業】

- ・個性と能力を伸ばす学校教育の推進
- ・児童・生徒のこころのケアの推進

資料編
P 86～87

個別施策7 こども・若者の居場所づくり

【現状と課題】

- 放課後や休日に、こどもたちが安心して過ごせる「居場所」は、生活習慣、学習習慣、人や社会と関わる力、自己肯定感など、生きる力を身につける大切な環境です。
- 本市では、こどもの居場所づくりに向けて、地域の団体や飲食店等が食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」の運営を、市と社会福祉協議会・地域のNPOや令和7年4月に開設された「つながりフードサポートセンター」と連携して支援しています。
- こどもの権利に関するアンケート調査によると、小学校低学年、小学校高学年、中高生いずれも、相談できる相手がいないこどもが一定数みられ、特に中高生は小学生と比べて割合が高くなっています。
- 若者の生活や意識に関するアンケート調査によると、若者が安心できる居場所として、「家庭」「自分の部屋」に加え、「趣味を楽しむ場所や施設」「インターネット空間」等があげられた一方、1.6%が「安心できる居場所はない」と回答しています。

【今後の取組】

- こども・若者が、放課後や休日を安全・安心に過ごし、友人や地域住民とのつながりを通して、多様な体験や活動ができるよう、放課後子ども教室、児童館、公民館・図書館、きらめき創造館、子ども食堂など、居場所づくりの事業の充実に努めます。
- 引き続き、社会福祉協議会や地域NPO、「つながりフードサポートセンター」との連携を図り子ども食堂の運営を支援するとともに、子ども食堂間の交流・連携促進にも取り組みます。

【主な事業】

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ・子ども食堂運営支援事業 |
| ・小・中学生育成事業 | ・子どもの学習・生活支援事業 |
| ・きらめき創造館の利用促進 | ・児童育成支援拠点事業 <small>新規掲載</small> |
| ・（仮称）こども・子育てプラザ整備事業【再掲】 | |

資料編
P87~88

個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援

【現状と課題】

- 青少年や若者は、体や心の発達・変化が著しい時期であることから、孤独・孤立状態におちいることなく、自らの可能性を信じ、地域の中でのびのびと成長できる環境をつくっていくことが大切です。
- 本市では、教室外の居場所づくりや学校復帰をめざした取組を推進するとともに、ひきこもりなどに関する相談窓口を設置しています。
- 若者の生活や意識に関するアンケート調査によると、地域の活動や行事の参加意向について「地域活動等への参加やご近所付き合いはひかえたい」という回答の割合が2番目に高くなっています。
- 関係団体等アンケート調査によると、こどもの状況で気になっていることについて、[学校]では「ひきこもりや不登校について」が9割と最も高くなっています。

【今後の取組】

○地域の学習・スポーツ活動などへの青少年・若者の参加を促進し、青少年・若者が、地域社会とつながりを持つことで、自己肯定感を持ち、自分らしさを大切にしながら成長し、社会で活躍することを支援していきます。

○若者自身が地域やまちの未来について考え、行動できる場を整え、思いや意見をまちづくりに生かしていきます。

【主な事業】

- ・ジュニア・スポーツリーダー・スクール
- ・若者会議 **新規掲載**

- ・不登校児童生徒対策の推進
- ・ひきこもり等相談窓口事業

資料編
P88

基本目標 2



すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

主要施策3 権利擁護と課題を抱える子ども・若者への支援

権利擁護と課題を抱える子ども・若者への支援に向け、子どもの権利を守る制度の確立に努めるとともに、要保護児童対策、障がい福祉施策、「インクルーシブ教育・保育」の理念をふまえた特別支援教育・障がい児保育、子どもの貧困対策、ヤングケアラー支援、日本語での日常会話がむずかしい子ども・若者や家庭への支援などを総合的に進めます。

個別施策9 こどもの権利を守る制度の確立

【現状と課題】

- 全国的に、児童虐待相談件数やいじめ認知件数、不登校児童・生徒数の増加が課題となっています。
- 子ども基本法では、子どもの権利条約のいわゆる4つの原則（差別の禁止、生きる・育つ権利、意見の尊重、最善の利益）をふまえて基本理念が掲げられています。すべての子どもが、自分の思いや願いを大切にされながら、健やかに成長できる社会をつくっていくことが求められています。
- こどもの権利に関するアンケート調査によると、「こどもの権利」の認知度について、子どもと比べて18歳以上市民が低くなっています。また、小学校低学年では、大人に意見を尊重されるほど自己肯定感が高い傾向にあります。
- 子どもワークショップでは、「意見を表明する権利」に関心を持つ子どもが多く、子どもたちの意見を尊重することが求められています。

【今後の取組】

- 新たに制定する「富田林市こどもの権利条例」のもと、子どもはもちろん、保護者や市民、学校、各団体・施設、市職員等への周知啓発等に取り組み、こどもの権利が保障されるまちづくりを推進します。
- 子どもを一人の権利の主体として尊重し、安心して意見を表せる環境づくりを進めます。また、こどもの声を受けとめるしくみや、権利を守るための体制整備に取り組みます。
- 配偶者暴力（DV）は、子どもがDVを目撃することが児童虐待にあたるため、関係機関と連携しながら、防止対策や被害者保護に努めます。
- 不登校対応においては、一人ひとりの状況をふまえた柔軟な対応が必要とされることから、それぞれの子どもが自分に合った学びの場を選択できるように環境整備を行います。
- いじめについては、どんな理由があってもいけないことだとの認識に立ち、こどもの人権を最優先に考え、未然防止・早期発見・迅速な対応に努めます。

【主な事業】

資料編
P89～90

- ・「富田林市こどもの権利条例」の啓発・推進 新規掲載
- ・こどもの権利擁護の体制整備 新規掲載
- ・こどもの意見等を聴く取組 新規掲載
- ・こどもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動
- ・富田林市DV対策連絡会議における連携
- ・不登校児童生徒対策の推進【再掲】

個別施策10 要保護児童対策の推進

【現状と課題】

- 本市では、令和4年6月の2歳児死亡事案を受けて、児童虐待防止の組織体制の見直しや人材強化、家庭訪問等の強化に取り組みました。
- こどもの権利に関するアンケート調査によると、小学校高学年では、守られていないと思う権利として、「たたかれたり、いやなことをされたりしないこと」の割合が高くなっています。

【今後の取組】

- 児童虐待の防止等に向けて、行政・学校・専門機関などが緊密に連携し、早期の対応と継続的な見守りに努めます。
- 職員の専門性向上に向けた継続的な研修を行い、こども一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。
- 保護者がこどもとの関わりを前向きに育めるよう、学びや交流の機会の充実を図ります。

【主な事業】

資料編
P90

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・親子関係形成支援事業
- ・児童虐待防止に関する研修の実施

個別施策11 障がいのあるこどもへの支援の充実

【現状と課題】

- こども大綱では、障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者が、地域の中でともに支え合いながら参加し、受け入れられる（インクルージョン）社会の実現が求められています。すべてのこどもが自分らしく学び、成長できる社会をめざし、障がいの有無に関わらず安心して過ごせる環境づくりを進める必要があります。
- 本市では、障がいのあるこどもへの支援の充実に向けて、「第3期富田林市障がい児福祉計画」を策定し、必要なサービスの提供に取り組んでいます。
- 多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングによると、特別支援学校では、友だちと一緒に過ごすことが楽しいと意見するこどもが多く、また、意見を言いやすい環境として、秘密を守ってくれる場所や、じっくり話を聴いてもらえる環境を重視しています。

【今後の取組】

- 障がいのあるこどもが成長していけるように、また、その家族が安心して子育てに向き合えるように、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護など、福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。併せて、経済的負担軽減のための制度の活用を促進していきます。
- 障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが同じ場で学び、遊びながら成長できる「インクルーシブ教育・保育」を進めていきます。そのために、学校園の教職員・保育士等の発達や障がいに関する理解を深め、こども一人ひとりに合った学び方や環境づくりを進めていきます。
- 医療的ケア児が必要なサポートを受けながら在宅生活を継続できるよう、学校園や福祉サービスでの受け入れ体制の確保に努めます。
- 今後も、「富田林市障がい児福祉計画」との整合性を図りつつ、障がいのあるこどもやその保護者が暮らしやすく、教育・保育が受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。

【主な事業】

- ・発達障がい児等療育支援事業【再掲】
- ・障がい福祉サービス・地域生活支援事業・ライフサポート推進事業等の実施・支援
- ・インクルーシブ教育・保育の推進

資料編
P90～91

個別施策 12 こどもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- わが国では、「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない「相対的貧困世帯」の17歳以下のこどもが1割以上にのぼります。こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学びや生活、気持ちの面にも影響し、将来の生き方にも関わります。
- 本市では、こどもの貧困対策に向けて、こどもたちの学びと「居場所」の提供、就労に関する相談や経済的負担の軽減に向けた取組等を進めています。
- 子どもの生活に関する実態調査によると、困窮度の高いこどもは、体の状態で気になることが多く、勉強時間も短い傾向にあります。

【今後の取組】

- 生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、各種制度による経済的な支援や就業スキルの向上、ライフプランニング形成に向けた支援、学習支援事業や自習支援教室、社会福祉協議会等と連携した「子ども食堂」やフードドライブの取組を通じて居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。
- 「富田林市地域就労支援センター」での相談支援や低所得世帯への学童クラブ利用料の減免など、経済的に困難を抱える家庭が安心して暮らせるよう、切れ目のない支援を進めます。

(※詳細は、「第6章 第2期こどもの貧困対策計画」に記載しています。)

個別施策 13 複合課題のある家庭の支援

【現状と課題】

- 近年、子ども・若者や子育て当事者をめぐる課題は多様化・複合化しており、包括的な支援体制の整備が求められています。
- 本市では、重層的支援体制の整備により、地域全体で支え合う環境づくりを推進しているほか、小中学校での日本語指導員の配置等による日本語がわからない子どもや子育て家庭へのサポートなど、様々な事情を抱える家庭への取組を行っています。
- ヤングケアラーについては、保護者が子どもの権利を侵害しているという意識が希薄であったり、子ども自身も自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながりにくいといった課題があります。

【今後の取組】

- 様々な課題を抱える家庭やヤングケアラー、日本語がわからない子どもや子育て家庭などが、どの制度や分野の支援からも取り残されることがないように、重層的支援体制整備事業により、包括的支援体制の構築を推進し、地域共生社会の実現をめざします。
- 日本語がわからない子どもや子育て家庭に対しては、外国語版や「やさしい日本語」版の情報媒体、翻訳アプリや絵カードなどの活用を図るとともに、学校や園に日本語指導員を配置し、日本語を少しずつ身につけられるようにサポートします。また、文化や宗教、考え方の違いをお互いに理解し合えるようにしながら、多文化に配慮した教育・保育や、各種交流・啓発事業などを進めていきます。
- ヤングケアラーについては、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー※などが協力して、家庭の様子を見守りながら助言等を行い、生活や心の負担を軽減する福祉サービスにつなげていきます。
- ヤングケアラー実態調査を通じて、子どもの声として受けとめ、相談体制の構築及び今後の新たなヤングケアラー支援の体制整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・重層的支援体制整備事業による「包括的な相談支援」
- ・コミュニティソーシャルワーカー配置事業
- ・ヤングケアラー支援対策 **新規掲載**
- ・多文化共生推進事業 **新規掲載**
- ・外国人市民相談窓口事業 **新規掲載**

資料編
P93

※コミュニティソーシャルワーカーとは、地域福祉の専門的な知識・技術を持ち、地域の支援が必要な家庭の見守りや相談支援を行う専門職です。

主要施策4 安全・安心な暮らしの確保

こども・若者や子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、防災対策の推進を図ります。

また、産科や小児科の地域医療体制の確保を図るとともに、健やかな成育の基礎となる「食」に興味を持ち、望ましい食習慣を送ることができるよう、食育を推進します。

個別施策14 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

- こどもや子育て家庭が安全・安心に暮らすため、地域のつながりと日々の備えが重要です。
- 本市では、安全・安心なまちづくりに向けて、公園施設の安全対策や道路環境の整備、防犯灯・防犯カメラの設置支援などを進めています。
- こどもの権利に関するアンケート調査によると、小学校高学年、中高生ともに、安全・安心に向けた取組を特に求めています。

【今後の取組】

- 防犯・交通安全を推進するため、新1年生への防犯ブザーの貸与や学校園での防犯訓練、防犯灯・防犯カメラの設置補助、通学路などの安全対策などを進めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校での交通安全教室等を通じて、こどもたちが自ら考えて行動できる力を育みます。
- 防災については、各学校園や公共施設、福祉サービス事業所などで避難訓練や備蓄の整備を進めるとともに、障がいのあるこどもや妊産婦・乳幼児など、特に配慮が必要な方々も安心して避難できるよう、関係機関と連携して受け入れ体制を整えます。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど、感染症パンデミック発生時にこどもや子育て家庭をはじめとする市民の安全確保を図るため、関連計画による対策を進めます。

【主な事業】

- ・防犯対策事業
- ・交通安全対策事業
- ・災害時要配慮者対策事業
- ・新型インフルエンザ等対策事業
- ・ジュニア防災リーダー養成講座 新規掲載

資料編
P93～94

個別施策15 安心医療の確保

【現状と課題】

- こども大綱では、妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期までの成育過程に沿って、こどもたちが健やかに成長できるよう、切れ目ない成育医療を確保していくことが求められています。
- 本市では、小児医療の充実に向けて、医療機関、医師会など関係機関の協力を得ながら、小児急病診療や休日の小児科診療の体制確保を図ってきました。

【今後の取組】

- 本市の母子保健部門、学校保健部門と地域の医療機関が連携し、きめ細かな健診や産後ケア、不妊・不育症支援を進めます。
- 大阪府済生会富田林病院の協力による日曜・祝日・年末年始の小児科急病診療、南河内南部広域の医療機関による夜間20時～翌8時、土・日・祝日16～20時の小児救急医療など、緊急時にも受診できる体制を確保します。
- 救命救急やハイリスク妊娠への対応、近畿大学病院内に設置されている高度な新生児医療を担う「地域周産期母子医療センター」との連携を行い、その機能充実を大阪府などに働きかけていきます。

【主な事業】

- ・休日急病診療事業
- ・小児救急医療事業

資料編
P94

個別施策16 食育の推進

【現状と課題】

- こども大綱では、学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する事が求められています。
- 本市では、食育の推進に向けて、母子保健・学校保健の各事業で食育を推進するとともに、市内子ども食堂の運営支援を進めてきました。

【今後の取組】

- 妊娠・出産期は、お母さんの体と赤ちゃんの成長に必要な栄養と生活習慣について、医療や母子保健の取組を通して、一人ひとりに寄り添った指導を継続的に行います。
- 乳幼児期は、保育や教育の場で、こどもの成長にあわせて食の楽しさや好き嫌いの工夫を伝え、収穫や調理の体験をともにしながら、食への関心を育てます。
- 学童期は、健康な体づくりにつながる安全でおいしい給食を届け、授業や活動の中で食の体験を深め、食の世界を広げます。
- 地域においても、こども・若者や子育て家庭の食育の推進に努めます。

【主な事業】

- ・母子保健事業での食育・栄養指導
- ・学校での食育の推進
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等での食育の推進
- ・地域での食育の推進

資料編
P94

基本目標 3



子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

主要施策5 きめ細かな相談支援の推進

妊娠期から大人になるまで、適切な時期に必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、こどもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

個別施策17 包括的な相談支援の推進

【現状と課題】

○本市では、子育てに関する相談体制の強化に向けて、令和6年7月から母子保健機能の強化を図る「子育て世代包括支援センターゆにぞん」と、児童福祉機能の強化を図る「子ども家庭総合支援拠点」を「こども・子育て応援センター」として統合し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象に母子保健と児童福祉の両機能が一体的な相談支援を行っています。

○子育てに関するニーズ調査によると、気軽に相談できる人がいない保護者が一定数存在しています。

【今後の取組】

○すべてのこどもや家庭が安心して過ごせる環境を大切に、一人ひとりに寄り添いながら、地域の様々な場につながれるしくみづくりに努めます。

○地域住民への身近な相談窓口となる地域子育て相談機関がこども・子育て応援センターと密接に連携しながら、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことで、必要な助言や支援につなげるよう支援体制の強化を図ります。

○健診や訪問、保育所・幼稚園・認定こども園、学校など、こどもや家庭が日常的に過ごす場を通じて、必要な情報や制度・サービスを届けます。また、令和7年4月に開設した「富田林市子育てアプリTonTon」を活用し、きめ細かな情報発信を行います。

○スクールソーシャルワーカーや児童発達支援センター、地域の関係機関と協力し、人間関係の悩みや発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、多様な課題に応じて一人ひとりに寄り添いながら対応します。

【主な事業】

- ・利用者支援事業
- ・こども・子育て応援センター・地域子育て相談機関の運営 **新規掲載**
- ・妊婦等包括相談支援事業【再掲】
- ・見守りおむつ定期便【再掲】
- ・子育て支援アプリの運営 **新規掲載**

資料編
P95

個別施策18 経済的負担の軽減

【現状と課題】

○本市では、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けて、国による給付金や制度改革（不妊治療の保険適用、出産・子育て応援給付金、児童手当拡充など）や、「大阪府子ども食費支援事業」などを含め、関連事業を実施しました。

○子育てに関するニーズ調査によると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、子育てに係る経済的負担の軽減を求めています。

【今後の取組】

○妊娠・出産や子育てに係る費用の負担を軽減し、必要な医療や育児サービスを利用できるしくみの強化に努めます。

○子育てに係る負担軽減を図るため、児童手当など国・大阪府等の制度に基づく経済的支援を行うとともに、市独自制度の充実についても検討を行います。

【主な事業】

- ・ 出産育児一時金の支給
- ・ 助産の扶助
- ・ 児童手当の給付
- ・ 子ども医療費助成
- ・ 就学援助費の支給

資料編
P96

主要施策6 子育てにやさしい社会づくり

子育てにやさしい社会づくりに向けて、子育て家庭の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への支援を進めるとともに、ひとり親家庭が経済面でも生活面でも安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

また、こどもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

個別施策19 仕事と家庭の調和に向けた支援

【現状と課題】

○本市では、仕事と家庭の調和に向けて、「パパ向け！子育て応援講座」など「仕事と家庭の両立」の啓発活動を進めてきました。

○子育てに関するニーズ調査によると、就労する母親が増加しており、母親・父親の子育ての役割分担についても、「父母ともに」の回答割合が前回調査よりも高く、父親の子育てへの関わりが以前より増していると推測されます。

【今後の取組】

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた男女共同参画による子育てを促進するため、「男性の育児休業の取得促進」「女性の活躍推進」など、市内の民間事業所や公共団体における働き方改革の推進を働きかけます。
- 学校園や生涯学習の場で男女平等教育、男女共同参画についての学習を進めていきます。

【主な事業】

- ・男女共同参画推進事業
- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発事業
- ・能力開発支援事業
- ・就労相談・就労支援制度の普及啓発

資料編
P96～97**個別施策 20 ひとり親家庭への支援の推進**

【現状と課題】

- ひとり親家庭が、経済面でも生活面でも安心して地域で生活し、親子で穏やかに過ごす時間を大切にできる環境づくりが必要です。
- 本市では、ひとり親家庭への支援に向けて、母子・父子自立支援員による相談支援や就労支援などに加え、令和3年度から養育費確保対策として、公正証書等作成費用や養育費保証契約に係る費用の一部補助を開始し、施策の充実を図りました。
- 子育てに関するニーズ調査によると、「ひとり親家庭」の保護者の支援施策の利用意向について、「経済的支援」「育児・子育て支援」「住宅支援」「子どもの学習支援」などが高くなっています。

【今後の取組】

- 母子・父子自立支援員や家庭児童相談などで関わる職員が連携して、経済的支援、就業支援、子育てへの支援など様々な分野の制度へつなげ、ひとり親家庭を支えていきます。
- 養育費の確保と面会交流は、こどもの重要な権利であるため、確実な履行に向けた相談支援を進めます。また、生活上の課題を抱えるひとり親家庭が安全で安心した生活が送れるよう、継続的なフォローに努めます。

【主な事業】

- ・母子・父子自立支援員による相談支援
- ・母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金
- ・母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給
- ・養育費確保に向けた支援

資料編
P97～98

個別施策 21 快適な生活環境の確保

【現状と課題】

- 地域全体で快適で安全な暮らしを支え、子どもや子育て家庭が安心して過ごせるまちづくりを進めていく必要があります。
- 子どもの権利に関するアンケート調査によると、小学校高学年、中高生ともに、公園など遊ぶ場所や勉強する場所を増やす取組を求めています。
- 子育てに関するニーズ調査によると、就学前児童保護者は、親子が安心して集まれる屋内外の遊び場や施設を求めています。

【今後の取組】

- 公園は、四季折々の緑や花を眺めながら、親子連れや子ども同士で体を動かしたり、ゆったり過ごすことができる重要な場所であるため、住まいに身近な遊び場となる公園の整備を進めます。
- 道路など公共空間のバリアフリー化の促進などにより、乳児の保護者が外出しやすい環境づくりを進めます。

【主な事業】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・公園整備・公園管理事業 | ・道路のバリアフリー化の推進 |
| ・交通等バリアフリー基本構想推進事業 | ・移動式ベビー休憩室の貸し出し |

資料編
P98

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みの算出にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援事業計画」策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易（おおむね30分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

本市では、市全域を提供区域（1区域）としますが、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、各小学校区単位を提供区域と設定します。

(2) 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前のこどもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

施設区分		事業内容
教育・保育施設	保育園	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	幼稚園	すべての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員等への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員の子及び地域のこどもへの保育を行う施設
	居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

本章における数値等については、令和7年3月に策定した「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」の方向性を踏襲し、引き続き計画的な施策・事業推進につなげるため、同計画に掲載した数値を引用しています。

2 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 就学前教育・保育の利用状況

平成27年度から、国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『支給認定』（令和元年10月から『教育・保育給付認定』に名称変更）を受けることとなりました。

また、幼児教育・保育の無償化開始に伴い、新制度に移行していない幼稚園など、『教育・保育給付認定』以外で無償化のための認定が必要な施設・サービスがあるため、『施設等利用給付認定』が創設されました。

次の6つの区分の認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

◆教育・保育給付認定の区分

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、2号認定以外の子ども	幼稚園 認定子ども園(教育部)
	2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定子ども園(保育部)
	3号認定	満3歳未満であって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定子ども園(保育部) 小規模保育等

◆施設等利用給付認定の区分

認定区分（給付要件）		給付に係る施設・事業	
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定以外の子ども	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認定子ども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が、市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

令和5年度の認定区分ごと、年齢ごとの利用人数は、市内公立幼稚園が302人、市内保育所・認定こども園が2,129人など、表のとおりです。この表は、本市に住所のある児童の市内・市外での利用分です。

なお、年度値は、幼稚園・認定こども園教育部は、学校基本調査の基準日である5月1日、途中入退所による毎月の利用の変動が大きい保育所等は翌年3月1日をデータ捕捉日としています。

◆令和5年度の幼稚園、保育所等の年齢ごとの利用人数

(単位：人)

区分等	利用施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定 (R5.5.1)	市内公立幼稚園				100	91	111	302
	市外公立幼稚園				0	0	0	0
	市内私立幼稚園 (市外からの通園児除く)				196	170	210	576
	市内認定こども園							
	市外私立幼稚園				9	16	14	39
	市外認定こども園				10	13	17	40
	小計				315	290	352	957
2・3号 認定 (R6.3.1)	市内保育所 市内認定こども園	210	338	392	409	385	395	2,129
	市外保育所・ 市外認定こども園	3	6	6	14	15	17	61
	認可外保育所	10	7	5	1	1	1	25
	小計	223	351	403	424	401	413	2,215
合計		223	351	403	739	691	765	3,172

※保育所には地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を含む。

令和5年度末の「待機児童数」（認可保育所・地域型保育事業への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、希望する保育所に空きがないなどの理由により、実際には入所していない児童の実数）は87人で、近年、90～100人前後で推移しています。

◆年度末の認可保育所等の待機児童数（旧定義）の推移

（単位：人）

	R 2 (R元年度)	R 3 (R 2年度)	R 4 (R 3年度)	R 5 (R 4年度)	R 6 (R 5年度)
0歳児	61	52	64	61	62
1歳児	34	13	18	20	13
2歳児	23	10	6	10	10
3歳児以上	10	14	1	3	2
計	128	89	89	94	87

※各年3月1日時点

（2）量の見込みと確保方策

計画期間の各年度における就学前教育・保育の量の見込みと確保方策を以下のとおり定めます。令和2～6年度の利用実績をふまえ、今後の対象人口の予測などから推計しており、令和6年度値は令和7年3月時点の見込み値です。

（2-1）3号認定〔0～2歳〕

◆3号認定（0歳）における量の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	222	215	207	201	193	273	268	263	255	250
第2期実績と第3期確保方策(B)	200	217	204	223	232	234	243	243	243	243
B - A	-22	2	-3	22	39	-39	-25	-20	-12	-7

※「第2期（実績）」のA欄は第2期計画に計上した値、B欄は実績値です（以下同じ）。

第3期（確保方策）の量の見込みでは、各年3月時点で発生する待機児童の見込み数を加算しており、計画期間中において、通年での待機児童の解消を段階的に進める計画としています。

◆3号認定（1歳）における量の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	760	760	750	740	730	370	400	396	392	384
第2期実績と第3期確保方策(B)	696	717	797	754	787	370	385	385	385	385
B-A	-64	-43	47	14	57	0	-15	-11	-7	1

※第2期（実績）のR2～6年度値は、1・2歳の合計値です。

◆3号認定（2歳）における量の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	760	760	750	740	730	425	378	408	404	400
第2期実績と第3期確保方策(B)	696	717	797	754	787	425	443	443	443	443
B-A	-64	-43	47	14	57	0	65	35	39	43

※第2期（実績）のR2～6年度値は、1・2歳の合計値です。

（2-2）2号認定〔3～5歳の保育所等利用〕

◆2号認定における量の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	1,140	1,140	1,125	1,110	1,095	1,257	1,231	1,194	1,194	1,170
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,164	1,191	1,192	1,238	1,298	1,298	1,358	1,358	1,358	1,358
B-A	24	51	67	128	203	41	127	164	164	188

※なお、令和8年4月1日施行の「満三歳以上限定小規模保育事業」の量の見込みについては、本市では当該事業を実施していないことから、必要利用定員総数は0とし、「（2-2）2号認定〔3～5歳の保育所等利用〕」に含めるものとします。

（2-3）1号認定〔3～5歳の幼稚園等利用〕

◆1号認定における量の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	1,105	1,046	991	957	926	811	766	724	709	678
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,069	1,082	1,001	957	842	811	766	724	709	678
B-A	-36	36	10	0	-84	0	0	0	0	0

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

(3) 休日保育の実施

本市では市内1園で休日保育を実施し、休日に就業が必要な家庭のニーズに対応していましたが、休日保育の需要を鑑み令和7年度以降は実施していません。今後は、他の事業との関連も考慮し、ニーズに応じたサービスを提供できるよう検討を行います。

〔参考〕 休日保育の利用実績

	R 2	R 3	R 4	R 5
延べ利用者数（人）	144	51	27	7

3 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保方策を「子ども・子育て支援事業計画」に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(18)のメニューがあります。

なお、(14)～(16)は、令和6年4月から児童福祉法改正により、また、(17)(18)は、令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたものです。

◆「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目

(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業〔新設〕
(15) 児童育成支援拠点事業〔新設〕
(16) 親子関係形成支援事業〔新設〕
(17) 産後ケア事業
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔新設〕

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

「利用者支援事業」は、こどもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるような相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）があります。また、令和4年度児童福祉法改正により、新たに地域子育て相談機関の設置が求められるとともに、令和6年度子ども・子育て支援法の改正により、令和4年度から開始した出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援を妊婦等包括相談支援事業として制度化し実施します。

【事業の方向性】

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされており、確保方策のみ、以下の表のとおり定めます。

本市では、利用者支援事業（特定型）をこども政策課で、基本型（地域子育て相談機関）及びこども家庭センター型を令和6年7月より子育て応援課及び健康づくり推進課で実施しています。

基本型（地域子育て相談機関）については、中学校区に1箇所を目安（本市では8箇所）に設定することを原則とされていることから、提供体制の確保に向け、手法等を検討します。

◆「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保方策

(単位：箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型 (令和7年度から地域子育て 相談機関として実施)	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4
特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【事業の方向性】

「妊婦等包括相談支援事業」は、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。

◆「妊婦等包括相談支援事業」の第2期実績と第3期確保方策

(単位：人/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	-	-	-	-	-	1,716	1,683	1,647	1,605	1,569
第2期実績と第3 期確保方策(B)	-	-	408	1,577	-	1,716	1,683	1,647	1,605	1,569
B-A	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）

【事業概要】

「地域子育て支援拠点事業」（つどいの広場・地域子育て支援センター）は、主に未就園の0～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

【事業の方向性】

本市では市内9箇所で開催していますが、今後も現行の体制で事業を継続します。また、東西に子育て支援拠点の設置をめざすなど、さらに子育て支援を充実させていきます。

なお、第3期計画より国の基本指針に準拠し、確保方策を「箇所数」で表記します。

◆「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年、箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	17,645	16,939	16,261	15,611	15,705	13,440	13,050	13,192	12,915	12,615
第2期実績(人)	9,329	9,458	10,569	11,444	-					
第3期確保方策(箇所)						9	9	9	9	9

【参考】つどいの広場の利用実績

	R2	R3	R4	R5
延べ利用世帯数(世帯)	5,764	6,518	6,628	7,637
延べ利用児童数(人)	7,244	8,028	8,392	9,286

【参考】地域子育て支援センターの利用実績

	R2	R3	R4	R5
延べ利用世帯数(世帯)	1,902	1,283	1,968	1,790
延べ利用児童数(人)	2,085	1,430	2,177	2,158

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【事業の方向性】

本市では、母子健康手帳の交付時に受診券(14回分)を配布し助成を行っています。今後も、現状どおり、妊娠届出を行った全世帯に助成することで、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。

◆「妊婦健康診査の対象人数」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	933	900	871	838	838	858	841	823	802	784
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,053	1,026	1,036	856	-	858	841	823	802	784
B-A	120	126	165	18	-	0	0	0	0	0

◆「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	8,397	8,100	7,839	7,542	7,542	7,293	7,148	6,995	6,817	6,664
第2期実績と第3期確保方策(B)	9,044	8,530	8,916	6,880	-	7,293	7,148	6,995	6,817	6,664
B-A	647	430	1,077	-662	-	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に助産師や保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

【事業の方向性】

現状どおり、生後4か月までの乳児のいるすべての世帯を訪問していきます。

◆「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	622	600	581	559	559	572	561	549	535	523
第2期実績と第3期確保方策(B)	615	597	628	539	-	572	561	549	535	523
B-A	-7	-3	47	-20	-	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

【事業の方向性】

本市では、第2期計画において、育児支援家庭訪問事業と育児ヘルパー派遣事業を計上していましたが、第3期計画では新設された「子育て世帯訪問支援事業」に移行します。

本事業では、所属先のない未就園児家庭のうち、特に支援が必要と認められる訪問対象児童を計上し、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して、適切な児童の養育環境の維持・改善などをめざす指導・助言などの支援を進めます。

◆「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	50	50	50	50	50	53	53	53	53	53
第2期実績 (養育支援家庭訪問)	17	7	11	13	-	-	-	-	-	-
第2期実績 (育児ヘルパー派遣)	34	42	40	36	-	-	-	-	-	-
第3期確保方策 (支援が必要と認められる未就園児家庭訪問)	-	-	-	-	-	53	53	53	53	53

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などでこどもを一定期間預かる事業です。

「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭におけるこどもの養育が困難な場合に児童養護施設などでこどもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

【事業の方向性】

家庭での養育が一時的に困難になったり、緊急に保護を要する場合など、児童福祉施設等における養育・保護を行うため、委託先と連携し対応します。令和6年度に国の要綱が改正され、利用期間が拡大されたことに伴い、利用の拡大を見込みます。

◆「ショートステイ」の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	70	70	70	70	70	131	128	126	125	122
第2期実績と第3期確保方策(B)	87	60	189	103	-	131	128	126	125	122
B-A	17	-10	119	33	-	0	0	0	0	0

◆「トワイライトステイ」の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2期実績と第3期確保方策(B)	0	0	0	0	-	5	5	5	5	5
B-A	0	0	0	0	-	5	5	5	5	5

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象分）

【事業概要】

「ファミリー・サポート・センター事業」は、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業で、本市では、こども政策課に事務局を置いています。

【事業の方向性】

本市のファミリー・サポート・センターは、保育所や学童クラブの送迎などを中心に利用されています。

今後も利用者の声を聴きながら子育ての相互援助をさらに進めるため、周知等に努めるとともに、研修会などを開催し資質向上を図ります。

なお、就学前児童分は、次項「一時預かり」に含めています。

◆「ファミリー・サポート・センター事業（就学児[低学年]分）」の量の見込みと確保方策

(単位：人回/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	206	200	196	192	192	294	285	280	273	273
第2期実績と第3期確保方策(B)	653	287	271	79	-	294	285	280	273	273
B-A	447	87	75	-113	-	0	0	0	0	0

◆「ファミリー・サポート・センター事業（就学児[高学年]分）」の量の見込みと確保方策

(単位：人回/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	12	12	12	12	12	89	87	86	83	83
第2期実績と第3期確保方策(B)	95	111	92	104	-	89	87	86	83	83
B-A	83	99	80	92	-	0	0	0	0	0

[参考] ファミリー・サポート・センターの会員登録者数

	R2	R3	R4	R5
会員登録数(人)	250	234	213	221

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育部の「一時保育」があります。

【事業の方向性】

現状どおり、事業を継続します。

なお、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かりや、保育所・認定こども園保育部の「一時保育」と連携して提供体制の確保に努めます。

◆「幼稚園・認定こども園教育部の預かり保育」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	43,529	42,923	41,680	40,894	40,183	32,055	31,497	30,949	30,410	29,881
第2期実績と第3期確保方策(B)	38,757	44,631	37,521	38,078	32,623	32,623	32,623	32,623	32,623	32,623
B - A	-4,772	1,708	-4,159	-2,816	-7,560	568	1,126	1,674	2,213	2,742

◆「保育所・認定こども園保育部の一時保育」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	4,563	4,426	4,293	4,147	4,006	754	728	703	679	656
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,836	1,285	1,356	781	781	781	781	781	781	781
B - A	-2,727	-3,141	-2,937	-3,366	-3,225	27	53	78	102	125

※教育部の預かり保育は、在園児を対象にほぼ毎日定期的に利用されますが、保育部の一時保育は、在園児以外を対象に一時的な利用が主となるため、両者の利用規模は異なります。

(9) 延長保育事業

【事業概要】

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。

本市では、民間3園で実施している19～20時の保育を延長保育と位置づけています。

【事業の方向性】

引き続き3園で実施することで提供体制の確保に努めます。

◆「延長保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人、箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	235	228	221	214	207	200	193	186	179	172
第2期実績と第3期確保方策(B)	173	240	237	185	202	202	202	202	202	202
B - A	-62	12	16	-29	-5	2	9	16	23	30
箇所数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

「病児・病後児保育事業」は、こどもが病気にかかり、保護者も仕事などでこどもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気のこどもを一時的に保育する事業です。現在、済生会富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」(1日あたり最大4名/事前登録が必要)で実施しています。

【事業の方向性】

送迎困難な家庭などが利用できる機会の確保・充実を図るため、金剛保育園の適正規模化により発生する保育室を活用した病児保育事業の準備を進めます。

◆「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み(A)	110	107	104	100	97	154	149	196	194	188
第2期実績と第3期確保方策(B)	126	114	126	154	-	154	149	196	194	188
B - A	16	7	22	54	-	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの健全な育成を図る事業です。

◆令和6年5月の各学童クラブの入会者数

(単位：人)

	低学年	高学年	合計		低学年	高学年	合計
喜志学童クラブ（A・B）	73	36	109	高辺台学童クラブ（A・B）	46	13	59
新堂学童クラブ（A・B）	30	12	42	久野喜台学童クラブ（A・B・C）	81	48	129
富田林学童クラブ（A・B）	68	15	83	寺池台学童クラブ（A・B・C）	94	44	138
川西学童クラブ（A・B）	73	11	84	伏山台学童クラブ	33	20	53
錦郡学童クラブ（A・B）	47	12	59	喜志西学童クラブ（A・B）	61	20	81
彼方学童クラブ	37	8	45	藤沢台学童クラブ（A・B）	74	29	103
大伴学童クラブ	45	11	56	小金台学童クラブ（A・B・C）	90	40	130
東条学童クラブ	12	10	22	向陽台学童クラブ（A・B）	102	29	131
				合計	966	358	1,324

【事業の方向性】

本市では待機児童は発生していませんが、共働き世帯の増加により量の見込みは拡大する可能性もあります。16校区それぞれにおいて、利用を希望する児童が全員利用できるよう、施設整備や支援員の確保等、提供体制の確保に努めます。

◆「放課後児童健全育成事業（学童クラブ[低学年]）」の量の見込みと確保方策

(各年度5月現在の入会者数 単位：人)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	830	830	830	830	830	954	966	934	908	879
第2期実績と第3期確保方策(B)	885	875	855	888	966	966	966	966	966	966
B - A	55	45	25	58	136	12	0	32	58	87

◆「放課後児童健全育成事業（学童クラブ[高学年]）」の量の見込みと確保方策

(各年度5月現在の入会者数 単位：人)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	292	292	292	292	292	355	359	355	351	352
第2期実績と第3期確保方策(B)	284	322	309	319	358	358	358	358	358	358
B - A	-8	30	17	27	66	3	-1	3	7	6

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、保育所・幼稚園などに在園する3歳以上児の保育料が無償になりました。

【事業の方向性】

本市においては、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する年収360万円未満相当世帯のこどもと、小学3年生以下のこどもを第1子とした第3子以降のこどものいる世帯の負担軽減のため、食材料費の副食費分について助成しており、引き続き当該事業を推進します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【事業の方向性】

この事業については、事業の性質上、数量による量の見込みや確保方策は定めませんが、引き続き当該事業を推進します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

第3期計画から、従前の養育支援訪問事業が本事業に移行しています。

【事業の方向性】

今後も、妊婦または出産後12か月以内の産婦に対して、育児、家事援助等が必要と認められる家庭への育児ヘルパー派遣事業を実施します。また、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭を家庭訪問支援員が訪問することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。

◆「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第3期(確保方策)				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み(A)	50	50	50	50	50
第3期確保方策(B)	60	59	57	57	56
B - A	10	9	7	7	6

〔参考〕育児ヘルパーの利用実績

	R 2	R 3	R 4	R 5
延べ利用者数(人)	322	382	342	292

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり（委託可）、定員20人を基本に、管理者または支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

【事業の方向性】

本市では、本事業に該当する事業はなく、今後、委託業務等による事業実施を研究していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【事業の方向性】

本市では、子育て応援課において「前向き子育てプログラム（トリプルP）」「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を、教育指導室において「ペアレントトレーニング」を実施しています。今後も事業を継続しながら、こどもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭を支援していきます。

◆「親子関係形成支援事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第3期(確保方策)				
	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み(A)	16	16	16	16	16
第3期確保方策(B)	28	28	28	28	28
B - A	12	12	12	12	12

(17) 産後ケア事業

【事業概要】

「産後ケア事業」は、出産後、母親やその家族が安心して子育てができるよう、助産師等による産後の体調管理と育児をサポートする事業です。本市では日帰り・宿泊型・訪問型を実施しています。

【事業の方向性】

デイサービス（日帰り）・ショートステイ（宿泊）・アウトリーチ（訪問）で、助産師などから授乳指導や乳房のケア、育児相談など産後の支援を受けられるサービスに制度が拡充されたことに伴い、本市においても量の見込みと確保方策を設定します。

◆産後ケア事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み(A)	/	/	/	/	/	327	322	318	313	304
第2期実績と第3期確保方策(B)	50	99	92	152	-	327	322	318	313	304
B - A	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

「乳児等通園支援事業」は、保育所等に所属していない0歳6か月～満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けることにより、家庭では得られない経験を通じて成長できるよう応援する制度です。

こどもにとって、家族以外の人や年齢の近いこどもと関わる機会が得られることは、興味や関心が広がり成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

また、保護者にとっても、こどもに関する専門的な知識を持つ保育士と子育てについて相談する機会が持て、孤立感や不安感の解消につながります。

本市では、令和6年7月から、市立若葉保育園で試行事業を実施しており、令和8年4月から本格実施します。

【事業の方向性】

令和8年4月以降については、民間施設等での受け入れも検討しながらニーズの充足に努めます。

◆「こども誰でも通園制度の利用定員」の量の見込みと確保方策

(単位：人/月)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	75	100	100	100	100
第3期確保方策(B)	75	100	100	100	100
B-A	0	0	0	0	0

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保】

乳児等通園支援事業は、対象となる年齢が満3歳までとなります。そのため、利用児童の満3歳に到達した際は、地域の教育・保育施設と連携し、受け入れ枠の確保に努めます。また、施設間での円滑な情報共有体制の構築に努めます。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促すことで、本事業の利用から幼稚園及び認定こども園（教育部門）への円滑な移行を支援します。

第6章 第2期こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困をめぐる社会背景

いわゆる「貧困の連鎖」によって、こどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されたこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

2 「子どもの生活に関する実態調査」をふまえた今後の方向性

令和5年7月に小学5年生・中学2年生の児童・生徒とその保護者を対象に、「子どもの生活に関する実態調査」を大阪府と共同で実施しました。*

本調査により把握した課題をふまえ、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向け、下記のような施策・事業の推進・検討に取り組みながら、効果的な貧困対策につなげます。

- 食事の提供に加え、学習支援や様々な体験・交流ができ、こどもが自力で行ける居場所づくりを各小学校区で推進（全小学校区内に子ども食堂の開設促進 など）
- 年齢に応じてこどもの人権や生きる価値など人間尊重の理念から獲得できるような学びとその方法の導入（こどもの権利条例制定、こども会議等の実施 など）
- すべてのこどもを視野に入れ、自然と話せるような場や人材を確保し、必要な支援につながるしくみなど、今までの縦割りとは違う支援のしくみの構築（こどもの権利擁護委員会の設置 など）

※実態調査の主な結果は資料編P81をご覧ください。

3 施策の展開

(1) 教育の支援

「学校」をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等が関係機関と連携し、困難な状況にあるこどもたちを早期に発見し、支援につなげる体制強化に努めます。また、こどもの状況に応じた学習機会の提供や、こどもたちが様々な体験ができるような多様な活動の場を提供するなど、総合的に対策を推進します。

【主な事業】

- ・ 児童・生徒のこころのケアの推進【再掲】
- ・ 子どもの学習・生活支援事業【再掲】
- ・ 教育相談員の配置やすこやか教育電話相談

資料編
P92

(2) 生活の支援

こどもとその保護者が社会的に孤立することがなく、また、安定した生活ができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援の充実を図るとともに、交流の機会確保や居場所づくりの支援など、総合的に対策を推進します。

【主な事業】

- ・ 利用者支援事業【再掲】
- ・ 重層的支援体制整備事業による「包括的な相談支援」【再掲】
- ・ コミュニティソーシャルワーカー配置事業【再掲】
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 子ども食堂運営支援事業【再掲】
- ・ ヤングケアラー支援対策【再掲】
- ・ 児童育成支援拠点事業【再掲】

資料編
P92～93



生活全般にわたる困りごとの相談窓口（生活困窮者自立支援制度）

生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。本市で実施している主な事業は以下のとおりです。

自立相談支援事業

個々人の状態にあった支援プランを作成し、必要な支援の提供につなげます。

居住支援事業（シェルター事業）

一定期間内に限り、緊急に住まいが必要な方に宿泊場所及び衣食の供与等を実施します。

住居確保給付金

離職や収入減により、住まいを失うことがないよう、一定期間の家賃補助と転居費用補助を行います。

子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯の中学生などを対象に、学習のサポート及び交流事業を行います。

(3) 保護者に対する就労の支援

所得の増大はもちろんのこと、収入面のみならず、保護者が仕事と両立しながら子育てができ、また、家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境を確保するため、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワーク等と連携を行い、就労機会の確保や資格取得への支援を行います。

【主な事業】

- ・母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金【再掲】
- ・母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給【再掲】
- ・雇用促進広域連携協議会における就労支援
- ・地域就労支援センターの運営

資料編
P93

(4) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活の安定のために、法律等に基づき、生活保護や各種手当の支給、医療費助成など様々な支援を組み合わせることで経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

- ・就学援助費の支給
- ・養育費確保に向けた支援【再掲】
- ・低所得世帯への各種負担軽減の実施

資料編
P93



地域就労支援センターとは

本市では、働く意欲、希望がありながら、様々な理由により就労に結びつかない就職困難者等を支援するため、富田林市地域就労支援センターを設置し、専門の相談員が就労に関する情報の提供や相談を無料で行っています。

就労支援相談

就労の様々な問題に関する相談窓口です。TONPAL（多文化共生・人権プラザ）内で実施しています。

お出かけ就労支援相談

相談者の利便性向上のため、毎月1回、就労支援コーディネーターが金剛連絡所へ出張し、就労支援相談を受け付けています。

4 こどもの貧困対策に関する指標

本市においては、こどもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考になる指標として、国の大綱に示された指標のうち、本市の数値が示せるものについては、こども貧困対策に関する指標として記載します。

また、その数値が示せないものについても、国・府の数値を参考にしながら対策を講じます。

(1) 教育の支援

指標項目	単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標			
				令和6年度 実績	担当課		
1	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	%	93.8	94.5	100.0	生活 支援課	
2	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	%	3.3	3.1	9.7		
3	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	%	42.4	50.0	50.0		
4	児童養護施設のこどもの進学率	中学校卒業後	%	97.3	100.0		
5		高等学校等 卒業後	%	36.4	36.5		
6	ひとり親家庭のこどもの就園率 (保育所・幼稚園等)		%	79.8			
7	ひとり親家庭のこどもの進学率	中学校卒業後	%	94.7			
8		高等学校等 卒業後	%	65.3			
9	全世帯のこどもの高等学校中退率		%	1.2	1.5		
10	全世帯のこどもの高等学校中退者数		人	38,928	—		
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	%	63.2	93.8	100.0	教育 指導室
12		中学校	%	68.1	89.3	75.0	
13	スクールカウンセラーの配置率	小学校	%	89.9	93.2	100.0	
14		中学校	%	93.6	99.8	100.0	
15	就学援助制度に関する周知状況		%	82.3	90.7	100.0	
16	新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況	小学校	%	84.9	93.0	100.0	
17		中学校	%	86.2	95.3	100.0	
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	人	24.4万	—	—	—
19		短期大学	人	1.5万	—	—	—
20		高等専門学校	人	0.3万	—	—	—
21		専門学校	人	7.5万	—	—	—

※1 令和5年11月こども家庭審議会基本政策部会（第10回）参考資料2-3：子供の貧困対策大綱における指標（次頁以降も同じ）

※2 第三次大阪府子どもの貧困対策計画（令和7年3月）より抜粋（次頁以降も同じ）

(2) 生活の安定に資するための支援 (生活の支援)

指標項目			単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標	
						令和5年度 実績	出典
22	電気、ガス、水道 料金の未払い経験	ひとり親 世帯	電気料金	%	14.8		
			ガス料金	%	17.2		
			水道料金	%	13.8		
23	電気が、ガス、水道 料金の未払い経験	子どもが ある全世 帯	電気料金	%	5.3	小5保護者 1.1 中2保護者 1.5	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
			ガス料金	%	6.2		
			水道料金	%	5.3		
24	食料又は衣服が買 えない経験	ひとり親 世帯	食料	%	34.9		
			衣服	%	39.7		
25	食料又は衣服が買 えない経験	子どもが ある全世 帯	食料	%	16.9		
			衣服	%	20.9		
26	子どもがある世帯 の世帯員で頼れる 人がいないと答え た人の割合	ひとり親 世帯	重要な事柄の相談	%	8.9		
			いざというとき のお金の援助	%	25.9		
27	子どもがある世帯 の世帯員で頼れる 人がいないと答え た人の割合	等価可処 分所得第 I～Ⅲ十 分位	重要な事柄の相談	%	7.2		
			いざというとき のお金の援助	%	20.4		

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
(保護者に対する就労の支援)

指標項目			単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標	
						令和5年度 実績	出典
28	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	%	83.0	80.0	小5・中2 母子家庭 84.1	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
29		父子世帯	%	87.8	86.4	小5・中2 父子家庭 92.4	
30	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合	母子世帯	%	50.7	45.8	小5・中2 母子家庭 48.6	
31		父子世帯	%	71.4	68.3	小5・中2 父子家庭 46.2	

(4) 経済的支援

指標項目			単 位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標	
						令和5年度 実績	出典
32	こどもの貧困率	国民生活基礎 調査	%	11.5		小5・中 2保護者 (困窮度 I) 16.0 母子家庭 34.1 父子家庭 2.2	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
33		全国家計構造 調査	%	8.3			
34	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎 調査	%	44.5			
35		全国家計構造 調査	%	57.0			
36	ひとり親家庭のうち養育費につ いての取決めをしている割合	母子世帯	%	46.7			
37		父子世帯	%	28.3			
38	ひとり親家庭で養育費を受け取 っていないこどもの割合	母子世帯	%	69.8		小5 保護者 71.4 中2 保護者 70.0	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
39		父子世帯	%	89.6			

第7章 計画の推進体制

1 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2 庁内体制の整備

こども政策課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

3 地域における取組や活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域のあらゆる関係機関と連携して、社会全体でこどもの育ちを応援する地域環境整備に取り組みます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持つよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。

4 PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることにします。

令和8年度に施行を予定する「富田林市こどもの権利条例」をふまえ、計画の評価及び検証の際には、富田林市子ども・子育て会議にて検討を行うほか、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。また、評価及び検証結果や関連する意見について、公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

5 計画の指標

本計画のめざす理念に基づく基本目標ごとに、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考になる指標を記載します。

指標項目		現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
基本目標1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援			
1	現在のこどもの人数と理想のこどもの人数の乖離率※	33.9%	前回調査より減少
2	「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	小学校低学年：83.7% 小学校高学年：71.4% 中高生：65.7% 若者：73.8%	前回調査より増加
3	「自分らしく生きている」と思うこども・若者の割合	小学校高学年：87.9% 中高生：83.6% 若者：81.4%	前回調査より増加
4	「今、幸せだ」と思うこども・若者の割合	小学校高学年：79.7% 中高生：70.1% 若者：87.7%	前回調査より増加
5	困っていること、つらいと感じていることがあるときに、相談できる人がいないこども・若者の割合	小学校低学年：6.4% 小学校高学年：5.0% 中高生：9.5% 若者：14.5%	前回調査より減少
6	学校生活に「とても満足している」「満足している」と思うこどもの割合	小学校高学年：73.5% 中高生：67.7%	前回調査より増加
7	地域に「とても満足している」「満足している」と思うこどもの割合	小学校高学年：86.9% 中高生：74.3%	前回調査より増加
8	安心できる場所がないこども・若者の割合	小学校高学年：5.2% 中高生：4.5% 若者：1.6%	前回調査より減少
基本目標2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進			
9	「こどもの権利」の認知度	小学校低学年：24.5% 小学校高学年：48.3% 中高生：30.2% 18歳以上市民：24.8%	60%（各年代共通）
10	「富田林市こどもの権利条例」の認知度	—	60%
11	親などから自分の意見を大事にされていると思うこどもの割合	小学校高学年：84.1% 中高生：81.8%	前回調査より増加
12	学校の先生から自分の意見を大事にされていると思うこどもの割合	小学校高学年：84.1% 中高生：76.4%	前回調査より増加

※乖離率 = (1 - 若者の現在のこどもの人数 [平均] / 若者の理想のこどもの人数 [平均]) × 100

指標項目		現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
13	「自分の将来について明るい希望がある」と思う若者の割合	62.5%	前回調査より増加
14	自分の家庭に「とても満足している」「満足している」と思うこどもの割合	小学校高学年：86.4% 中高生：81.1%	前回調査より増加
15	自分の気持ちや言いたいことを「伝えることができている」と思うこどもの割合	小学校低学年：35.9% 小学校高学年：32.9% 中高生：27.4%	前回調査より増加
16	こどもの権利擁護委員会の認知度	—	60%
基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進			
17	本当に困った時や悩みがある時の相談相手について、「相談できる相手がない」と回答した保護者の割合	2.7%	前回調査より減少
18	理想のこどもを望める取組進捗度	子育てや教育にお金がかかる	82.9%
19		仕事と子育ての両立が難しい	57.9%
20		地域の子育て支援等が、こどもを生き育てやすい体制や環境ではない	16.3%
21	富田林市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	就学前児童保護者：63.2% 小学生保護者：68.1%	80%以上

6 こども・子育て支援事業債の活用

地方自治体が「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面）を速やかに実施できるよう、国が新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設しました。

現在予定している子育て関連施設（児童館・保育所等の児童福祉施設等）等の事業について、こども・子育て支援事業債活用予定事業として、別途「富田林市こども計画（別冊）」に定めます。

また、事業の追加・変更等の必要が生じた場合は、子ども・子育て会議に諮ります。

資料

1 統計資料

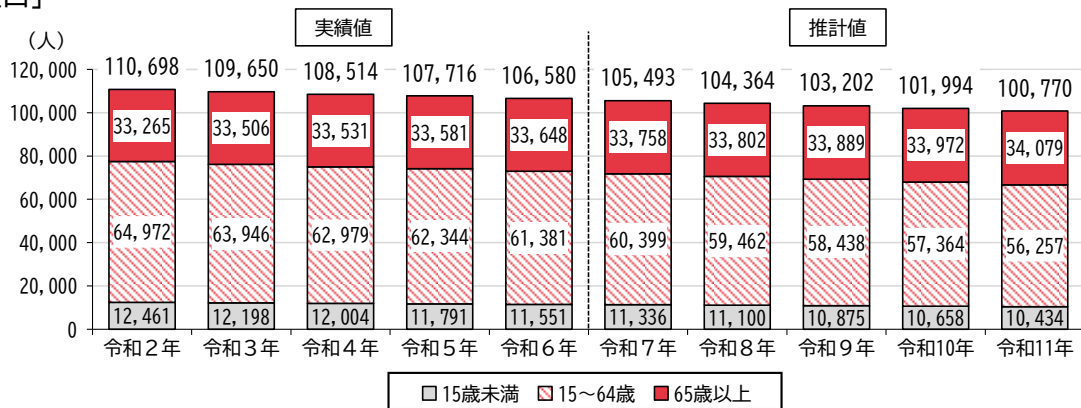
(1) 人口の推移と推計

令和6年4月現在の本市の総人口は106,580人、年少人口（15歳未満）は11,551人で、年少人口比率は10.8%です。人口、年少人口ともに減少傾向にあり、今後もその傾向は続くと予測されます。

また、外国人の総人口は減少傾向にあります。直近の39歳以下人口は増加傾向にあります。

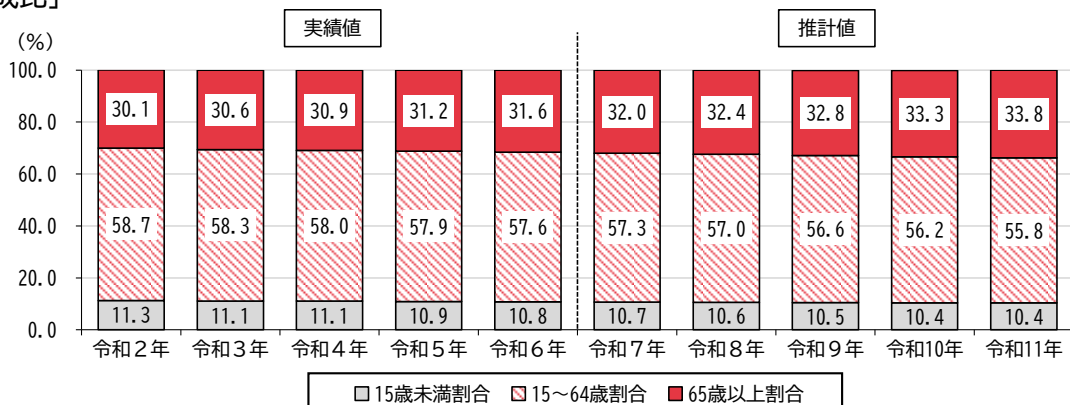
◆年齢3区分別人口の推移と推計

[人口]



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

[構成比]



出典：住民基本台帳（令和元～6年の各年3月末現在）をもとにコーホート変化率法により推計

◆外国人人口の推移

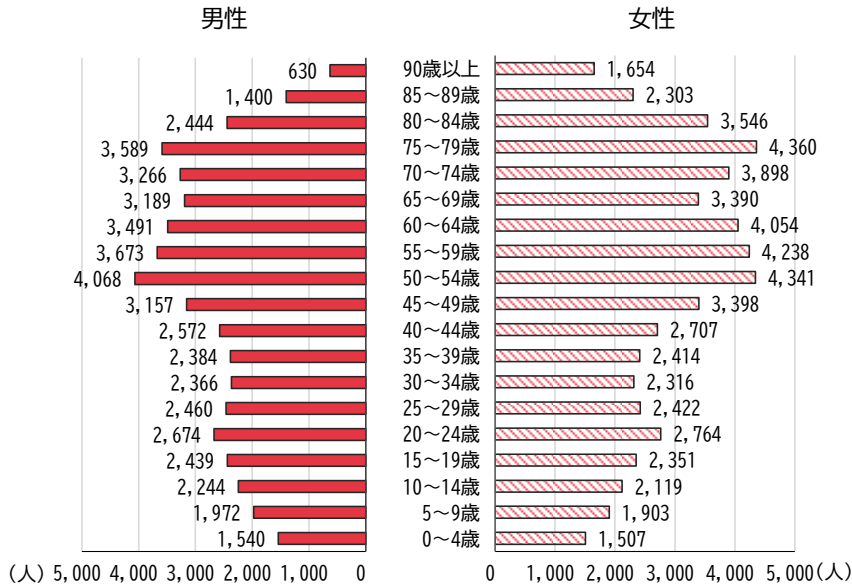
外国人人口	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
39歳以下	—	—	—	1,450	1,736	1,794
総人口	110,698	109,650	108,514	107,716	106,580	105,243

出典：住民基本台帳（各年3月末現在）、令和4年以前は記録なし

(2) 人口構造

令和7年4月の住民基本台帳による人口ピラミッドは、全体では、団塊の世代である75～79歳と団塊ジュニアである50～54歳の人口が多く、15歳未満の子どもの人口が少なくなっています。

◆令和7年 人口ピラミッド（5歳階級別）

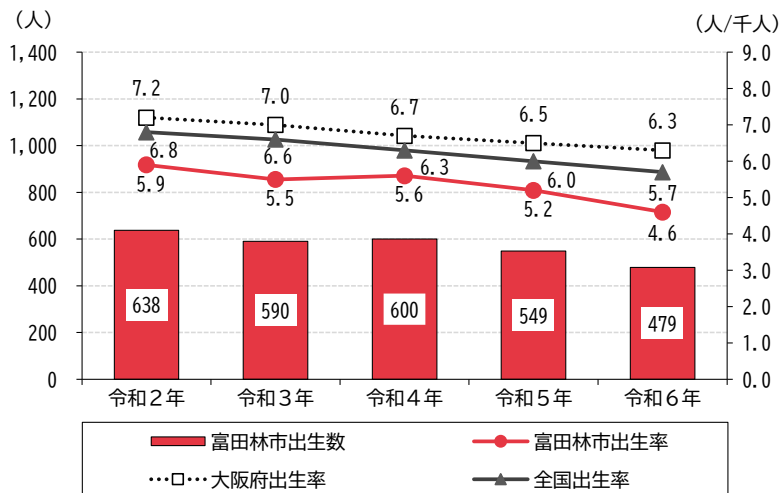


出典：住民基本台帳（令和7年3月末現在）

(3) 出生の状況

本市の令和6年の出生数は479人で、人口千人あたりの出生率は4.6です。出生率は、全国平均、大阪府平均より低位で推移しています。

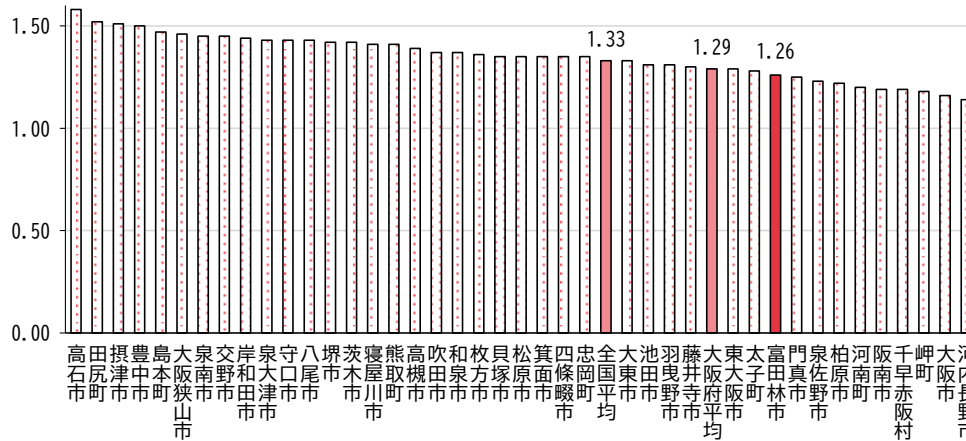
◆出生数と出生率の推移と比較



出典：人口動態統計（各年1～12月）

平成30～令和4年平均の合計特殊出生率は1.26で、府下でも低い位置にあります。

◆府内市町村の合計特殊出生率の比較（平成30年～令和4年の合計）



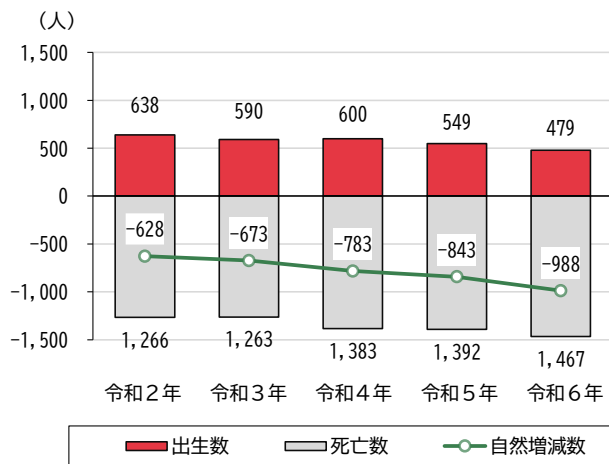
出典：人口動態統計特殊報告（H30～R4の値）

（4）人口動態（自然動態と社会動態）の推移

人口動態とは、自然動態と社会動態を合わせた人口の動き（増減）のことを言います。また、自然動態は出生・死亡に伴う人口の動きであり、社会動態は転入・転出に伴う人口の動きです。

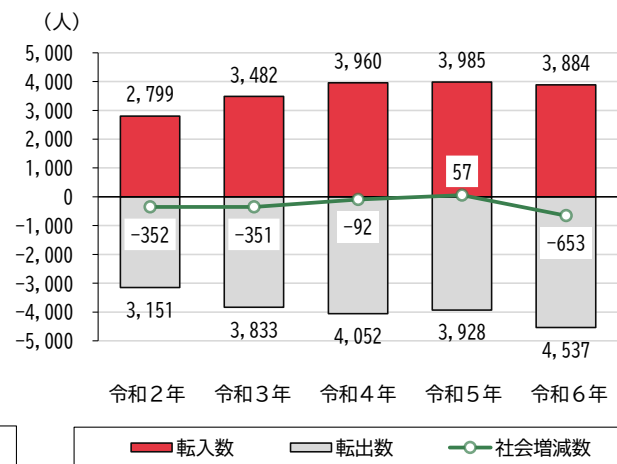
本市の場合、自然動態は減少傾向で推移していますが、社会動態は令和5年では増加に転じ、令和6年に再び減少しています。

◆自然動態



出典：人口動態統計（各年1～12月）

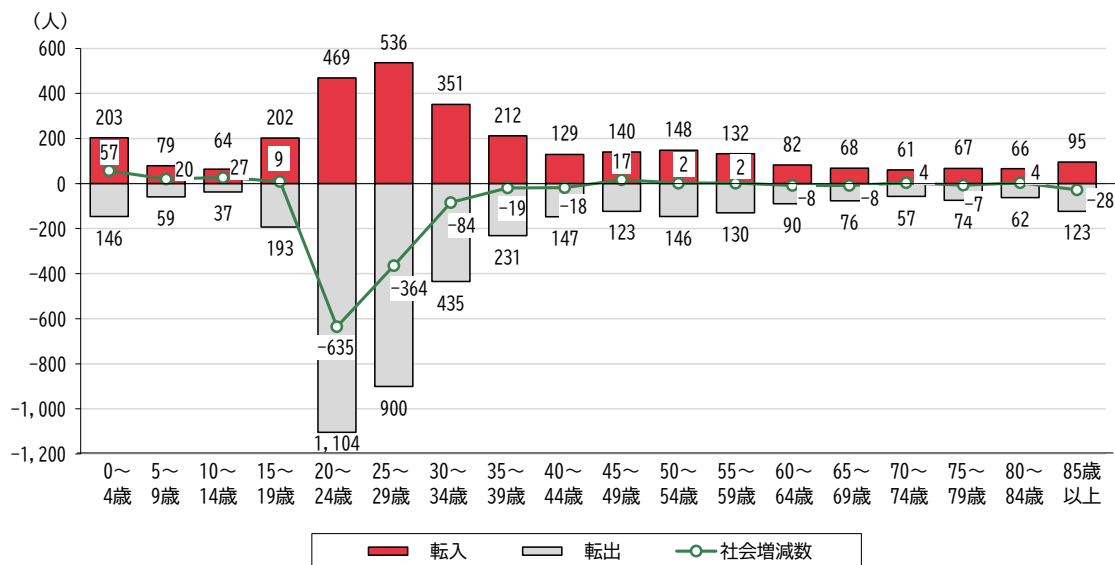
◆社会動態



出典：富田林市住民基本台帳（外国籍を含む）

外国との移動を除く5歳階級別の転入と転出をみると、0～19歳は転入が多い一方、20～34歳の転出超過が大きく、人口減少や少子化傾向の要因になっていると考えられます。

◆令和6年 転入と転出の比較（5歳階級別）

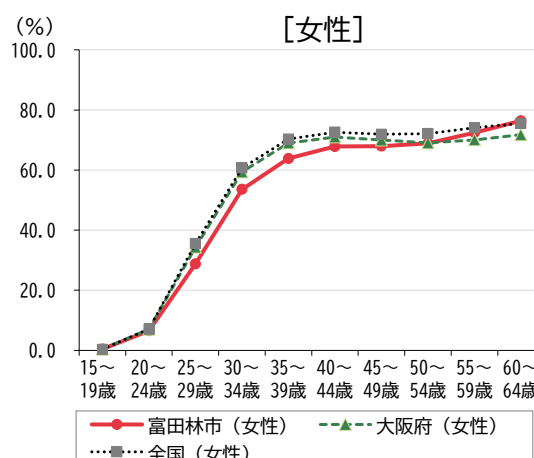
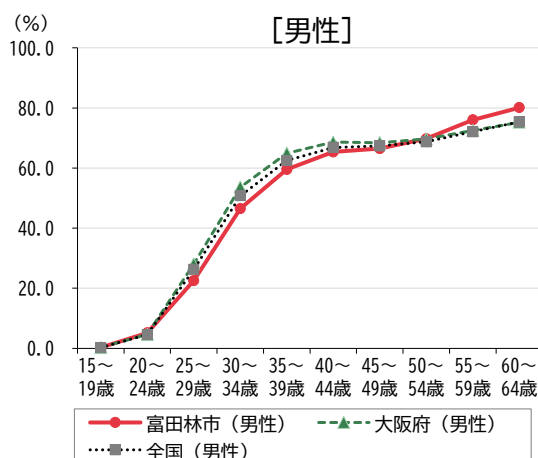


出典：住民基本台帳人口移動報告（外国との移動は除く）

(5) 婚姻の状況

令和2年国勢調査で男女別・年齢別の婚姻の状況を見ると、本市の婚姻率は加齢とともに高くなっています。男性は、20代後半から40代後半の婚姻率が大阪府・全国を下回り、50代以降では上回っています。女性は、20代前半から50代前半の婚姻率が大阪府・全国を下回り、50代後半では大阪府を、60代前半で大阪府・全国を上回っています。

◆令和2年 男女別・年齢別の婚姻率の比較



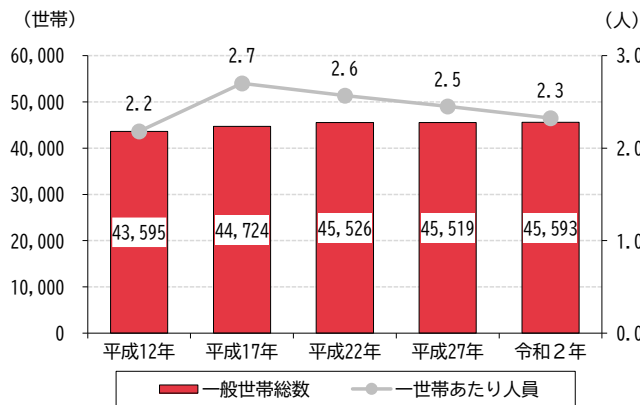
(%)		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
男性	富田林市 (男性)	0.2	5.1	22.5	46.5	59.5	65.4	66.5	69.8	76.0	80.1
	大阪府 (男性)	0.2	4.6	28.1	53.7	64.9	68.6	68.4	69.7	72.5	75.3
	全国 (男性)	0.2	4.5	26.2	50.8	62.5	66.8	67.4	68.7	72.1	75.4
女性	富田林市 (女性)	0.4	6.5	28.8	53.6	63.9	67.8	68.0	68.9	72.4	76.4
	大阪府 (女性)	0.4	7.0	34.3	59.4	69.0	71.0	70.0	69.1	70.0	71.8
	全国 (女性)	0.3	7.1	35.5	60.7	70.3	72.6	71.9	72.1	74.1	75.5

出典：令和2年国勢調査

(6) 家族形態

世帯数及び一世帯あたりの人員の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にある一方、一世帯あたり人員は平成17年以降減少傾向にあります。また、世帯構成の推移をみると、核家族世帯のうち「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」は増加傾向にあります、「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。

◆世帯数及び一世帯あたり人員の推移



◆世帯構成の推移

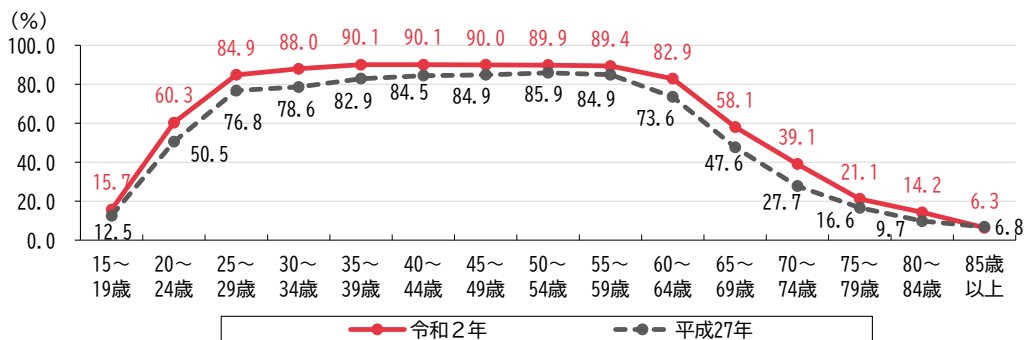
(人)	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族	30,673	30,588	30,478	29,884	28,651
夫婦のみ	8,559	9,321	10,071	10,275	10,525
夫婦と子ども	18,542	16,921	15,571	14,532	13,004
ひとり親と子ども	3,572	4,296	4,836	5,077	5,122
単独	8,477	9,981	11,004	12,512	14,038
その他	4,445	4,155	4,044	3,123	2,904
一般世帯総数	43,595	44,724	45,526	45,519	45,593

出典：国勢調査

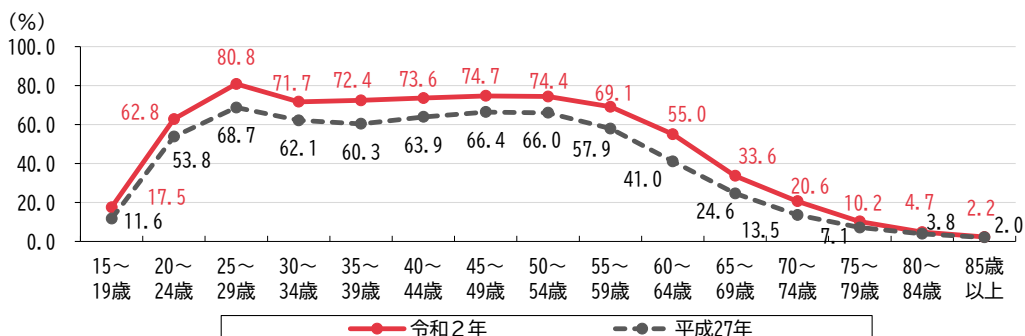
(7) 就業状況

平成27年と令和2年の5歳階級別就業率を比較すると、男女ともに上昇傾向にあり、女性は30～39歳でM字カーブの改善がみられます。

◆男性就業率（5歳階級別）



◆女性就業率（5歳階級別）

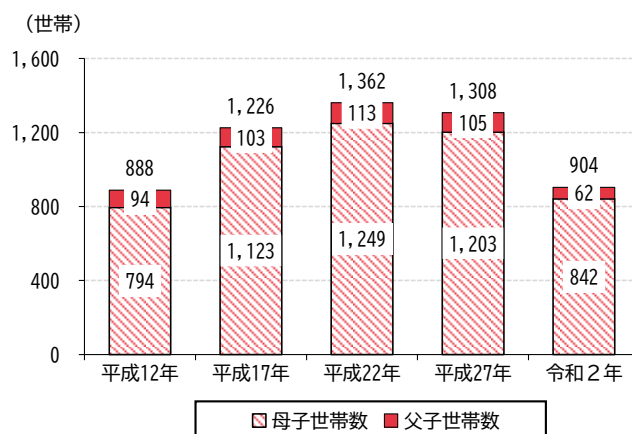


出典：国勢調査

(8) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年には904世帯となっています。母子世帯数、父子世帯数も同様に減少傾向を示しています。また、令和2年国勢調査によると、一番下の子が19歳以下の母子世帯は1,053世帯、父子世帯は118世帯で、そのうち、母と子のみの世帯は842世帯、父と子のみが62世帯あります。

◆ひとり親世帯数



出典：国勢調査

◆一番下の子の年齢別ひとり親世帯数

(単位：世帯)

	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
母と子のみの世帯数	842	160	268	414
父と子のみの世帯数	62	7	16	39
合計	904	167	284	453

	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
他の世帯員との同居も含む母子世帯数	1,053	221	333	499
他の世帯員との同居も含む父子世帯数	118	16	34	68
合計	1,171	237	367	567

出典：令和2年国勢調査

本市における児童扶養手当受給者数の推移をみると、受給者数・児童数ともに減少傾向となっています。

◆児童扶養手当受給者の状況

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受給者数	1,112	1,104	1,081	1,020	977	948
児童数	1,730	1,730	1,695	1,587	1,545	1,553

出典：富田林市（各年度3月末現在）

(9) 幼稚園、保育所等の状況

令和7年当初の0～5歳児3,812人について、年齢別に幼稚園、保育所等の利用人数をみると、平成31年当初値と比較して各年齢ともに児童数が減少する中、0～2歳児で保育所等の利用人数は増加しています。

◆幼稚園、保育所等の利用人数の年齢別分布

[令和7年当初]

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所等	102	318	399	392	415	435
幼稚園	0	0	0	222	249	316
在宅	409	238	261	23	19	14
計	511	556	660	637	683	765

[平成31年当初]

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所等	102	317	359	362	376	358
幼稚園	0	0	0	293	390	414
在宅	508	394	390	107	19	27
計	610	711	749	762	785	799

※統計調査の規定により、幼稚園（認定こども園教育部を含む）は5月1日時点、保育所等は4月1日時点のデータです。

出典：富田林市

(10) 小中学校の状況

令和7年5月1日現在の市立の小中学校の児童・生徒数は、小学生が4,661人、中学生が2,310人です。小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。

◆市立小学校の児童数の推移

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1年生	787	785	775	756	776	690
2年生	828	792	792	783	763	780
3年生	835	832	798	792	789	773
4年生	877	837	838	805	799	795
5年生	859	872	833	836	813	803
6年生	837	861	878	842	842	820
計	5,023	4,979	4,914	4,814	4,782	4,661

出典：富田林市（各年5月1日現在）

◆市立中学校の生徒数の推移

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1年生	818	762	793	789	751	767
2年生	798	819	766	799	795	746
3年生	862	803	819	768	800	797
計	2,478	2,384	2,378	2,356	2,346	2,310

出典：富田林市（各年5月1日現在）

本市では、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を小学校区単位に実施しており、児童の利用人数は令和7年5月1日現在で1,318人、増加傾向で推移しています。

◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用児童数の推移 （単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
低学年	885	875	855	888	966	926
高学年	284	322	309	319	358	392
計	1,169	1,197	1,164	1,207	1,324	1,318

出典：富田林市（各年5月1日現在）

(11) その他子どもを取り巻く状況

本市における各年度末の生活保護世帯数は、毎年ほぼ横ばいとなっています。

◆生活保護世帯の状況 （単位：世帯／人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	1,730	1,760	1,747	1,758	1,775	1,825
人員数	2,378	2,386	2,292	2,263	2,288	2,331

出典：富田林市

令和6年度の就学援助率は20.9%で、前年度より1.1%下がっており、年々減少傾向にあります。

◆就学援助認定の状況 （単位：人／％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	1,962	1,844	1,693	1,629	1,580	1,491
就学援助率	25.5	24.6	23.0	22.3	22.0	20.9

出典：富田林市

本市の子ども家庭支援員相談受付数は、令和3年度をピークに、以降減少傾向となっていました。令和6年度には1,482件と前年度より46件増加しています。

◆子ども家庭支援相談受付数の状況 （単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	1,346	1,433	1,512	1,491	1,436	1,482

出典：富田林市

2 各種調査結果の概要

本計画の策定にあたっては、以下の3分類（8項目）の調査や意見聴取により本市の現状を把握するとともに、こどもや子育て当事者等の意見を施策に反映し、策定しました。

◆本市で実施した各種調査一覧

分類	調査名	調査対象者	実施時期	配布数	回答数	回答率
A	子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者	令和6年3月1日	3,346	1,039	31.1%
		小学生児童の保護者	～3月20日	1,500	637	42.5%
	子どもの生活に関する実態調査	小学5年生・中学2年生	令和5年7月3日	1,634	1,408	86.2%
		小学5年生・中学2年生の保護者	～7月20日	1,634	992	60.7%
B	若者の生活や意識に関するアンケート調査	市内在住の若者（18歳～39歳）	令和7年7月31日～8月15日	5,000	800	16.0%
C	こどもの権利に関するアンケート調査	小学校低学年（1年生～3年生）	令和6年10月9日～11月29日	2,344	1,606	68.5%
		小学校高学年（4年生～6年生）	令和6年9月24日～10月31日	2,475	2,100	84.8%
		中高生（中学1年生～高校3年生（高校生年齢））	令和6年9月24日～10月31日	5,732	2,845	49.6%
		18歳以上の市民	令和6年10月15日～10月31日	5,000	759	15.2%
	こどもワークショップ	【募集型】小学生～高校生	計3回 令和6年11月17日 令和6年12月8日（2回）	15名参加		
		【アウトリーチ型】子ども食堂・児童養護施設の小学生	計2回 令和7年1月18日 令和7年2月2日	57名参加		
	こどもへのヒアリング	こども園・幼稚園・保育園のこども	令和6年12月18日 令和6年12月20日 令和7年1月22日	79名（5歳児）		
		多様な学び・生活環境にあるこども（フリースクール、特別支援学校、小学校の日本語教室、児童養護施設、障がい児入所施設）	令和7年1月30日 令和7年2月2日 令和7年2月3日 令和7年2月27日	61名（4団体）		
	関係団体等アンケート調査	学校、保育園、フリースクールやこどもの相談窓口など、こども・子育てに関わる関係機関等	令和6年10月3日～10月21日	98	74	75.5%
	関係団体等ヒアリング調査		令和6年11月29日 令和6年12月2日 令和6年12月12日	26団体		



A：「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る調査

B：「富田林市子ども計画」策定に係る調査

C：こどもの権利条例制定に係る調査

各種調査結果の詳細について、富田林市公式ウェブサイトよりご覧いただけます。


A：「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る調査

<p>【子育て支援に関するニーズ調査】 https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/99456.pdf</p>	
<p>【子どもの生活に関する実態調査】 https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/110/111319.html</p>	

B：「富田林市こども計画」策定に係る調査

<p>【若者の生活や意識に関するアンケート調査】 https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/111636.pdf</p>	
--	--

C：こどもの権利条例制定に係る調査

<p>こどもの権利条例の制定に向けた調査の実施について https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/kodomomannaka/114835.html</p>	
<p>【こどもの権利に関するアンケート調査】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校低学 ・ 小学校高学年 ・ 中高生 ・ 18歳以上の市民 </p>	
<p>【こどもワークショップ】</p>	
<p>【こどもへのヒアリング】 <ul style="list-style-type: none"> ・ こども園・幼稚園・保育園のこどもへのヒアリング ・ 多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング </p>	
<p>【関係団体等アンケート調査】</p>	
<p>【関係団体等ヒアリング調査】</p>	

3 こども計画事業一覧

基本目標 1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援

主要施策 1 妊娠・出産・乳幼児期の支援

個別施策 1 妊娠・出産期の健康づくりの推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	母子健康手帳交付	妊婦・乳幼児健診の結果などを記録し、経年で健康管理に活用する母子健康手帳を交付します。	健康づくり推進課
2	★初回産科受診費用助成 新規掲載	非課税世帯及び生活保護世帯に属する方が、妊娠判定検査のため医療機関を受診した費用の一部を助成します。	健康づくり推進課
3	産婦健診事業	産後2週間頃と産後1か月頃の2回の産婦健診について費用を助成します。	健康づくり推進課
4	★妊婦一般健康診査	医療機関等で行う妊婦の健康診査に対して、受診券（14回分）と補助券3枚を配布して助成します。	健康づくり推進課
5	★妊婦歯科健康診査 新規掲載	妊婦の口腔衛生の向上を図るため、妊娠中に歯科健診を実施します。	健康づくり推進課
6	プレママ・パパ教室	父親も含め、妊娠期間中に知識を得たり、交流するために受講する教室です。	健康づくり推進課
7	★産後ケア事業	1歳未満の乳児・産婦を対象に、医療機関等で助産師などによる心身のケアや育児のサポートを日帰りや宿泊、訪問の形態で提供します。メンタルヘルスに不調を感じている産婦を対象に訪問看護も実施しています。	健康づくり推進課
8	★不育症治療費助成 新規掲載	不育症（流産あるいは死産の経験が2回以上ある状態）の医療保険適用外の検査や治療費の一部を助成します。	健康づくり推進課
9	★妊婦等包括相談支援事業 新規掲載	妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。	健康づくり推進課
10	★妊婦のための支援給付 新規掲載	妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康づくり推進課
11	★子育て世帯訪問支援事業	育児や家事援助等が必要と認められる家庭への育児ヘルパー派遣事業を実施します。また、不安や負担を抱える子育て家庭を家庭訪問支援員が訪問することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。	こども政策課 子育て応援課

個別施策2 乳幼児期の健康づくりの推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
12	新生児訪問	生後 28 日までの乳児とその家族で、訪問を希望する方を対象に家庭訪問します。	健康づくり推進課
13	★乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	原則出生後4か月を経過しない乳児のいるすべての家庭を訪問し、心身の状況確認、不安や悩みの相談などを行います。	健康づくり推進課
14	乳幼児訪問指導	経過観察が必要な乳幼児とその家族を対象に家庭訪問します。	健康づくり推進課
15	★保育士による訪問事業 (ママサポとっぴーず)	市立保育所の保育士が、未就園児がいる家庭を訪問し、悩みの相談を受け、必要な情報提供を行います。	こども政策課
16	★乳幼児健診	疾病の予防や早期発見・早期治療、保護者の不安解消を図るために、発育、発達、栄養、育児に関する相談、保健指導を実施します。(乳児一般健康診査・4か月児健診・乳児後期健康診査・1歳7か月児健診・3歳6か月児健診・5歳児健診【新規掲載】)	健康づくり推進課
17	歯科疾患の予防	虫歯等の歯科疾患を予防し、生涯を通じた口腔衛生の基礎を築くことを目的に、幼児とその保護者を対象に、口腔内診査、保健指導等を実施します。(1歳7か月児健診・2歳6か月児歯科健診・3歳6か月児健診・1歳8か月児歯科フォロー教室・2歳7か月児歯科フォロー教室)	健康づくり推進課
18	ブックスタート事業	4か月児健診の際に、赤ちゃんと保護者の方へ絵本をプレゼントしています。また、図書館で開催している『あかちゃんのおはなし会』もご紹介し、絵本を通じた子育てを支援しています。	図書館
19	予防接種の実施	予防接種法に基づき、五種混合ワクチンなど定められた小児予防接種を実施します。	健康づくり推進課
20	★育児教室 (ぴよぴよクラス) (すくすくクラス)	4～7か月児(ぴよぴよクラス)、おおむね1歳～1歳3か月児(すくすくクラス)とその保護者を対象に、離乳食の進め方などをテーマとした教室を開催します。	健康づくり推進課
21	のびのび広場	1歳7か月児健診の経過観察のために、月に1回、おおむね2歳まで参加する教室です。	健康づくり推進課
22	★見守りおむつ定期便 新規掲載	「見守り配達員」が生後2か月から1歳の誕生日を迎える月まで子育て用品をお届けし、状況確認や相談支援を行います。	こども政策課

個別施策3 療育・発達支援の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
23	★発達障がい児等療育支援事業	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の「こども発達支援センターSun」において、発達のサポートが必要な児童に対し、個別プログラムに基づく療育と保護者研修を実施します。	子育て応援課
24	★通園施設運営補助事業	社会福祉法人聖徳園が運営する児童発達支援センターに対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	子育て応援課
25	乳幼児二次健診 (約束健診)(発達相談)	乳幼児健診等により経過観察が必要な乳幼児に医師による診察や、心理相談員、保健師、管理栄養士による相談を行います。	健康づくり推進課
26	★幼児の健全発達支援 (チューリップ教室)	保健センターで行う乳幼児健診などで紹介・希望されたこども及び保護者について、幼稚園や保育園などの所属に関係なく各種年齢に応じた親子教室を開催し、健診後のフォローとしてこどもの発育・発達などの支援、育児や親子関係の課題への助言などを行っています。	子育て応援課
27	つながるファイル	支援関係者が情報共有を図るため、こどもの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育を記録し、乳幼児期から成人するまで活用する記録簿として、効果的な活用の周知及びファイルの普及に努めます。	子育て応援課ほか
28	★子どもの発達相談	発達面に課題のある児童の保護者からの相談に専門職員が応じ適切なアドバイスや支援を行います。また、地域の身近な相談機関へ心理士が訪問し、育児や発達課題等について、気軽に相談できる出張発達相談を実施します。	子育て応援課
29	★保育所等巡回相談	保育施設に所属するこどもたちの健全な成長発達のために、心理相談員と保育士が保育施設を巡回し、保育者や保護者を対象に助言を行います。	子育て応援課

個別施策4 就学前教育・保育の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
30	各園でのきめ細かな就学前教育・保育の推進	保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくとともに、各園で創意・工夫を行い、充実した就学前教育・保育の実施に努めます。	こども育成課
31	延長保育事業	保護者の就業時間の形態に沿うため、通常の保育時間を越えて保育を行います。	こども育成課

No.	事業名	事業の概要	担当課
32	★病児保育事業	富田林病院などしこ保育園内において、急な病気のため保育所等で預かることが困難な児童を対象に病児対応型病児保育事業（病児保育室などしこ）を実施します。また、市立保育所（6園）、民間保育施設（7園）で、在園児を対象とする体調不良児対応型病児保育事業を実施します。	こども育成課
33	就学前教育・保育施設の整備促進	待機児童の解消を図るため、認可保育施設の設置運営事業者を募集し、必要な環境整備を行います。	こども育成課
34	★幼稚園サポーター事業	市立幼稚園で預かり保育や給食等をサポートする地域人材「幼稚園サポーター」を育成します。	教育指導室
35	幼稚園バス運行業務	合同保育等により園児の移動が必要な場合に、専用のバスを運行します。	教育指導室
36	★市立保育所の認定こども園化 新規掲載	現在6園ある市立保育所をすべて認定こども園として運営するための設計委託及び改修工事を行います。	こども育成課

個別施策5 地域子ども・子育て支援の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
37	★地域子育て支援拠点事業	主に就園前の乳幼児と保護者に、相談・情報提供・交流の場を提供します。地域子育て支援センターとつどいの広場という2つの事業形式があります。	こども政策課
38	幼児教育センター事業	教育委員会による0～2歳児とその保護者を対象とした子育て支援拠点で、子育て広場、子育て相談などの活動を行います。	教育指導室
39	家庭教育学級の実施	現代的課題に即した子育て等に関する講座に託児を併設するなどして、受講しやすい環境を整えて実施します。	公民館
40	幼稚園・保育所等の地域開放の促進	幼稚園・保育所等が地域に開かれた施設となるよう、親子ふれあい広場、園庭開放、教職員による子育て相談などを行います。	教育指導室
41	地域による教育支援活動の推進（幼稚園）	幼稚園の活動を、中学校区ごとに組織されている地域住民による教育支援の組織「地域教育協議会」と連携して進めます。	教育指導室
42	地区・校区福祉委員会の子育てサロン	小学校区や自治会等の小地域を単位とし、自主的な福祉活動団体である地区・校区福祉委員会の一部で、子育てサロンが開催されています。	増進型地域福祉課
43	★乳幼児クラブ事業	児童館での乳幼児と保護者を対象としたサークル形式の教室で、親子ふれあい遊び、ワークショップなどの活動を行っています。	児童館

No.	事業名	事業の概要	担当課
44	子育て支援ネットワーク事業	北部、南東部、金剛、金剛東の4ブロックごとに、ブロック会議の開催や、「ブロックだより」の発行などを通じて、地域団体による子育て支援のネットワークづくりを推進しています。	こども政策課
45	★一時預かり事業 (一般型・余裕活用型)	未就園児を民間保育施設(7園)で一時的に預かる事業です。また、幼稚園や認定こども園幼児部で規定の通園時間後も預かる事業(預かり保育)もあります。	こども育成課
46	★乳児等通所支援事業 (こども誰でも通園制度) 新規掲載	保護者の就労要件を問わず、0歳6か月～満3歳未満のこどもが保育所等で保育を受けられる制度です。	こども育成課
47	★子育て世帯訪問支援事業【再掲】	育児や家事援助等が必要と認められる家庭への育児ヘルパー派遣事業を実施します。また、不安や負担を抱える子育て家庭を家庭訪問支援員が訪問することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。	こども政策課 子育て応援課
48	★ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)とが会員となって相互援助を行います。	こども政策課
49	★子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	緊急一時的に親子の保護を必要とする場合に、児童養護施設等において、養育・保護を行います。	子育て応援課
50	★(仮称)こども・子育てプラザ整備事業 新規掲載	本市の「こどもまんなか社会」の実現に向け、積極的なこども・子育て支援施策を展開するため、既存の児童館機能を精査した上で、こども・子育て家庭のニーズに沿った新たな機能を付加した施設((仮称)こども・子育てプラザ)を整備します。	児童館 金剛地区再生室
51	★親子ふれあい事業	親子で講座・教室をともに体験することを通して、親子の交流を図り、子育て支援に寄与することを目的とし、親子トランポリン、リズム遊び、たのしい科学、子連れでヨガ、じどうかんであそぼうなど、普段の生活では体験できないような講座・教室を中心に実施します。	児童館

主要施策2 学童期・思春期・青年期の支援

個別施策6 地域とともに歩む学校教育の推進 ★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
52	★個性と能力を伸ばす学校教育の推進	国の学習指導要領や本市の教育大綱、各学校の学校経営指針に基づき、個性と能力を伸ばす教科教育、課外活動を行います。	教育指導室

No.	事業名	事業の概要	担当課
53	地域による教育支援活動の推進	「教育コミュニティづくり」をめざし、8中学校区単位で、PTA、学校支援ボランティアなど地域住民の協力を得ながら、学校・家庭・地域が協働し、学校の活動や社会教育活動を組織的に行います。	教育指導室
54	★児童・生徒のこころのケアの推進	教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、面会や電話・メールなどで悩みや不安を抱える児童生徒や保護者の相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。	教育指導室
55	教育施設の整備充実	「富田林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、学校（園）の施設・設備の計画的な修繕などを進めます。	教育総務課

個別施策7 こども・若者の居場所づくり

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
56	★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの健全な育成を図ります。	こども育成課
57	放課後学習支援事業	市内小学校において学習支援が必要な児童を対象に、大学生ボランティアの協力を得て、放課後に実施する事業です。	生涯学習課
58	★小・中学生育成事業	小・中学生のこどもが、放課後や土曜日・長期休み期間に、児童館を楽しく安心できる居場所として自由に利用でき、専門の職員（児童厚生員）による遊びを通じたこどもの健全育成を図ります。	児童館
59	子ども対象の生涯学習事業	公民館や図書館などの生涯学習施設で、こどもや子育て家庭を対象とした講座やイベントなどを行います。	図書館
60	★きらめき創造館の利用促進	「きらめき創造館」は、青少年をはじめとした市民の自主的な活動を支援する施設で、自習室・交流スペースが日常的に利用されるほか、青少年・若者向けの事業・イベントを行います。	生涯学習課
61	★子ども食堂運営支援事業	地域の団体や飲食店等が、食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」の運営を、社会福祉協議会やNPOと連携して支援します。	こども政策課
62	★子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習のサポートと居場所の提供を行い、併せて必要に応じた生活支援や、保護者への養育支援を行います。	増進型地域福祉課

No.	事業名	事業の概要	担当課
63	★（仮称）こども・子育てプラザ整備事業 【再掲】 新規掲載	本市の「こどもまんなか社会」の実現に向け、積極的なこども・子育て支援施策を展開するため、既存の児童館機能を精査した上で、こども・子育て家庭のニーズに沿った新たな機能を付加した施設（（仮称）こども・子育てプラザ）を整備します。	児童館 金剛地区再生室
64	★児童育成支援拠点事業 新規掲載	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	子育て応援課

個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
65	市こども会育成連絡協議会活動助成	子ども会相互の交流などの活動に助成を行います。	生涯学習課
66	★ジュニア・スポーツリーダー・スクール	富田林市スポーツ推進委員協議会が主催するジュニアリーダー養成事業として、小学校4年生から中学生を対象に、キャンプ、スキーなどの集団活動を行います。	生涯学習課
67	青少年指導員への事業委託	市長から委嘱された青少年指導員が、青少年の健全育成を図るための事業を実施します。	生涯学習課
68	ロビースタッフ配置事業	きらめき創造館で青少年の交流支援やロビースタッフによる相談を実施します。	生涯学習課
69	★若者会議 新規掲載	若者の声を汲み上げ、若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者が富田林に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、その結果を市長に報告する取組です。	生涯学習課
70	★不登校児童生徒対策の推進	教育支援センター「すこやかスクールYOUYOU」、校内教育支援ルーム「Poco」など、教室外の居場所づくりや復帰をめざした相談支援を行います。	教育指導室
71	★ひきこもり等相談窓口事業	ひきこもり支援の専門機関による相談窓口を設置し、ひきこもりなどの困難を抱える青少年やその家族に対し、相談内容に応じた必要な支援を行います。	生涯学習課

基本目標 2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

主要施策 3 権利擁護と課題を抱える子ども・若者への支援

個別施策 9 子どもの権利を守る制度の確立

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
72	★「富田林市子どもの権利条例」の啓発・推進 新規掲載	子どもの権利条約や子ども基本法などをふまえた「富田林市子どもの権利条例」を制定し、その周知・啓発や各種施策の推進に取り組みます。	子ども政策課
73	★子どもの権利擁護の体制整備 新規掲載	子どもの権利侵害に対する本市独自の第三者機関の設置について、企画・検討します。	子ども政策課
74	★子どもの意見等を聴く取組 新規掲載	子どもに関する計画・施策の立案、実施結果の評価や、富田林市子どもの権利条例の評価・検証などの際には、子どもに意見等を聴き、子どもが意見等を表明し、または参加できるしくみづくりを進めます。	子ども政策課
75	★子どもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動	子ども自身が権利の主体として自覚・自立していけるよう、人権教育・啓発活動を行います。	人権・市民協働課 教育指導室
76	人権教室	市と法務局、人権擁護委員が協力して行う人権啓発活動で、小学校における人権教室などを行います。	人権・市民協働課
77	多様性の尊重に関する取組	性の多様性や多様な家族のあり方などを伝えるため、LGBTQに関する講座や絵本の読み聞かせ等、様々な機会の提供に取り組みます。	人権・市民協働課
78	性的マイノリティに対する研修	性的マイノリティに対する理解を促進するため、各学校園の教職員の研修を進めます。	教育指導室
79	総合相談事業 (人権相談・生活相談)	多文化共生・人権プラザにおいて、相談員が人権や生活に関する相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。	人権・市民協働課
80	女性相談事業	子育てなど女性の抱える様々な悩みについて、「フェミニストカウンセラー」による相談、女性弁護士による「女性のための法律相談」を行います。	人権・市民協働課
81	ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する研修の実施	DVへの適正な対応を図るため、教職員など、子育て家庭に接する職員の研修を進めます。	教育指導室
82	★富田林市DV対策連絡会議における連携	DV事案に対し、本市の担当部課と警察など関係機関が連携し、被害者支援を行います。	人権・市民協働課

No.	事業名	事業の概要	担当課
83	★不登校児童生徒対策の推進【再掲】	教育支援センター「すこやかスクールYOUYOU」、校内教育支援ルーム「Poco」など、教室外の居場所づくりや復帰をめざした相談支援を行います。	教育指導室

個別施策 10 要保護児童対策の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
84	要保護児童対策の人員体制・アセスメント力の強化	要保護児童対策について、職員の人員体制の強化や、子ども家庭支援員による家庭訪問の強化、実務者会議、個別ケース検討会議の充実を図り、児童虐待等の防止に努めます。	子育て応援課
85	★要保護児童対策地域協議会	市・大阪府の担当課と学校、警察など関係機関が構成員となり、要保護児童・要支援児童の状況把握、支援の必要性の検討を行い、児童虐待等の防止と虐待等発生時の早期対応を図ります。	子育て応援課
86	虐待防止対策の周知	児童虐待等防止のために、市民全体に様々な広報・啓発活動を行います。	子育て応援課
87	★児童虐待防止に関する研修の実施	児童虐待防止の関係者・関係機関に対して、研修を進めます。	教育指導室 子育て応援課
88	子どもへの暴力防止プログラム～CAP（巡回公民館講座）	市立幼稚園児（5歳児）を対象に、子ども自らが虐待・誘拐・いじめなどから身を守る意識を育てるための講座を実施します。	公民館
89	里親制度の広報啓発	親権者の養育を受けることのできないこどもの里親や養子縁組などの制度の広報啓発を行います。	子育て応援課
90	★親子関係形成支援事業	児童との関わり方や、子育てに悩みや不安、しんどさを抱えている保護者を対象に、講義やグループワーク、保護者同士の意見交換等の体系化された専門プログラムを行うことで、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	子育て応援課

個別施策 11 障がいのある子どもへの支援の充実

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
91	児童発達支援事業の実施体制の確保	就学前の障がいのある子どもに療育を行う児童発達支援事業を市内の対象児童が受けられるよう、提供体制の確保を図ります。	障がい福祉課 子育て応援課
92	★発達障がい児等療育支援事業【再掲】	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の「こども発達支援センターSun」において、発達のサポートが必要な児童に対し、個別プログラムに基づく療育と保護者研修を実施します。	子育て応援課
93	通園施設運営補助事業【再掲】	社会福祉法人聖徳園が運営する児童発達支援センターに対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	子育て応援課

No.	事業名	事業の概要	担当課
94	★障がい福祉サービス・地域生活支援事業・ライフサポート推進事業等の実施・支援	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障がい児への福祉サービスや地域生活支援事業の支援を行います。また、障がい児（者）とその家族の就労及び生活を支援することを目的に、障がい児（者）の通学・通所の支援（送迎サービス）、宿泊支援事業を行います。	障がい福祉課
95	★インクルーシブ教育・保育の推進	学校園において、必要な教職員・保育士・支援員等の加配や、必要な設備改修などを行い、障がいがあってもできる限り地域の学校園で受け入れ、一人ひとりの状況に沿った個別の支援計画のもと、インクルーシブ（社会的包摂）の理念に基づき、教育・保育を行います。	こども育成課 教育指導室

個別施策 12 こどもの貧困対策の推進

※第6章「第2期こどもの貧困対策計画」に全事業を掲載

No.	事業名	事業の概要	担当課
96	児童・生徒のこころのケアの推進【再掲】	教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、面会や電話・メールなどで悩みや不安を抱える児童生徒や保護者の相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。	教育指導室
97	教育相談員の配置やすこやか教育電話相談	すこやか教育電話相談専用ダイヤルを設置するとともに教育相談員を配置し、児童生徒や保護者からの相談に応じることで、問題解決に向けた支援を行います。	教育指導室
98	子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習のサポートと居場所の提供を行い、併せて必要に応じた生活支援や、保護者への養育支援を行います。	増進型地域福祉課
99	利用者支援事業	「こども・子育て応援センター」や「地域子育て相談機関」の設置、「子育てコンシェルジュ」や「助産師」等各専門職が連携し、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	こども政策課 子育て応援課 健康づくり推進課
100	重層的支援体制整備事業による「包括的な相談支援」	複合課題を抱える世帯や狭間のニーズ等に対し、包括的に相談を受け止め、支援関係機関との連絡調整を行いながら、伴走的な支援を行います。また、必要な支援が届かない人に対しアウトリーチによる支援を行いながら、つながり形成のための継続的な支援を行います。	増進型地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子育て応援課 こども政策課 健康づくり推進課
101	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	地域福祉の専門的な知識・技術を持つコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の支援が必要な家庭の見守りや相談支援を行います。	増進型地域福祉課
102	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者について、ハローワークなど関係機関と自治体等が協力し、就労支援や家計改善支援など、経済的自立に向けた支援を包括的に行います。	増進型地域福祉課

No.	事業名	事業の概要	担当課
103	子ども食堂運営支援事業 【再掲】	地域の団体や飲食店等が、食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」の運営を、社会福祉協議会やNPOと連携して支援します。	こども政策課
104	ヤングケアラー支援対策 新規掲載	学校をはじめ、多様な関係機関が連携し、ヤングケアラーの実態把握と調整・継続的な支援を行うとともに、支援者向け研修の実施や、市民への周知・啓発等を行います。	子育て応援課 増進型地域福祉課 教育指導室
105	児童育成支援拠点事業 【再掲】 新規掲載	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	子育て応援課
106	母子・父子家庭自立支援 教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども政策課
107	母子・父子家庭高等職業 訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども政策課
108	雇用促進広域連携協議会 における就労支援	6市町村による雇用促進広域連携協議会、ハローワーク、大阪府、商工会が合同就職面接会を共催し、就労支援を行います。	商工観光課
109	地域就労支援センターの 運営	地域就労支援センターを運営し、働く意欲、希望がありながら、様々な理由により、就労に結びつかない方への就労相談・就労支援を行います。	商工観光課
110	就学援助費の支給	経済的な理由で援助を希望する世帯に、学校で必要な学用品・給食・修学旅行など諸経費の一部を支給します。	教育指導室
111	低所得世帯への各種負担 軽減の実施	未就学児の国民健康保険額の助成など、低所得の子育て世帯への各種負担軽減を行います。	保険年金課
112	養育費確保に向けた支援	ひとり親が適切に養育費を確保できるよう、「母子・父子自立支援員」による相談や、公正証書等作成費用助成、保証会社との養育費保証契約料助成を行います。	こども政策課

個別施策 13 複合課題のある家庭の支援

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
113	★重層的支援体制整備事業による「包括的な相談支援」【再掲】	複合課題を抱える世帯や狭間のニーズ等に対し、包括的に相談を受け止め、支援関係機関との連絡調整を行いながら、伴走的な支援を行います。また、必要な支援が届かない人に対しアウトリーチによる支援を行いながら、つながり形成のための継続的な支援を行います。	増進型地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子育て応援課 こども政策課 健康づくり推進課
114	★コミュニティソーシャルワーカー配置事業【再掲】	地域福祉の専門的な知識・技術を持つコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の支援が必要な家庭の見守りや相談支援を行います。	増進型地域福祉課
115	★ヤングケアラー支援対策【再掲】 新規掲載	学校をはじめ、多様な関係機関が連携し、ヤングケアラーの実態把握と調整・継続的な支援を行うとともに、支援者向け研修の実施や、市民への周知・啓発等を行います。	子育て応援課 増進型地域福祉課 教育指導室
116	★多文化共生推進事業 新規掲載	海外につながるのあるこどもが安心して学校生活や日常生活を送れるよう、サマースクールやモザイクキャンプなどの交流事業や市民への啓発事業などを行います。	人権・市民協働課
117	★外国人市民相談窓口事業 新規掲載	外国人市民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談支援を多言語で行います。	人権・市民協働課
118	日本語指導員の配置	日本語が十分でない児童生徒の在籍する学校へ日本語指導員を派遣し、学校生活及び保護者の支援を行います。	教育指導室
119	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業	とんだばやし国際交流協会の協力による「多言語進路ガイダンス」など、帰国・渡日児童生徒への多文化理解教育や、多言語での情報提供、相談支援を行います。	人権・市民協働課

主要施策 4 安全・安心な暮らしの確保

個別施策 14 安全・安心なまちづくりの推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
120	★防犯対策事業	「学校園安全確保の日」を中心とした全市的な防犯訓練、地域や学校園での防犯教室や、新1年生への防犯ブザーの貸与、登下校時刻の「青パト」運行など、防犯対策を行います。	教育総務課 危機管理室
121	★交通安全対策事業	学校園での交通安全教室、道路の交通安全施設・設備の補改修など、交通安全対策の取組を進めます。	交通政策室 道路公園課

No.	事業名	事業の概要	担当課
122	★災害時要配慮者対策事業	こども・妊産婦など、災害時要配慮者が大規模災害時に生命・身体を守るよう、避難所となる施設での要配慮者支援体制の強化を進めます。	増進型地域福祉課 危機管理室
123	★新型インフルエンザ等対策事業	新型インフルエンザや新型コロナなどの感染症が大規模に生じて、こども・妊産婦などが生命・身体を守るよう、感染症の拡大防止や、学校園などの閉鎖・再開などを円滑に進めるための計画・マニュアルの立案・運用、訓練等の実施を進めます。	健康づくり推進課 危機管理室
124	★ジュニア防災リーダー養成講座 新規掲載	災害時に、支援を受けるだけではなく、支援の主体となれるよう、こどもを対象に、防災や減災の知識、技術を身につけ、将来、地域の防災活動に参加し、次世代のリーダーとして活躍できる人材を育成します。	危機管理室

個別施策 15 安心医療の確保

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
125	★休日急病診療事業	大阪府済生会富田林病院で、日曜・祝日・年末年始の日中に小児科診療を行います。	健康づくり推進課
126	★小児救急医療事業	南河内南部広域の輪番による当番病院で、年中無休で小児夜間急病診療を行います。	健康づくり推進課

個別施策 16 食育の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
127	★母子保健事業での食育・栄養指導	健診や教室など母子保健事業の中で、食育・栄養指導を行います。	健康づくり推進課
128	★保育所・幼稚園・認定こども園等での食育の推進	こども自身が収穫した食材の提供など、年齢に応じた食育を進めるとともに、安全・安心な給食の提供に努めます。	こども育成課
129	★学校での食育の推進	栄養学的な知識や地元食材の流通形態など、幅広い観点での食育を学年に応じて進めるとともに、安全・安心な給食の提供に努めます。	学校給食課
130	★地域での食育の推進	子ども食堂など、地域の食に関わる活動への支援を進めます。	こども政策課

基本目標 3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

主要施策 5 きめ細かな相談支援の推進

個別施策 17 包括的な相談支援の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
131	★利用者支援事業 【再掲】	「こども・子育て応援センター」や「地域子育て相談機関」の設置、「子育てコンシェルジュ」や「助産師」等各専門職が連携し、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	こども政策課 子育て応援課 健康づくり推進課
132	★こども・子育て応援センター・地域子育て相談機関の運営 新規掲載	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援機能を有する「こども・子育て応援センター」を運営し、支援を必要とする方への「サポートプラン」の作成や合同ケース会議等により調整・連携を図ります。また、センターと地域子育て相談機関、家庭支援事業充実のため「地域資源開拓コーディネーター」を配置、緊密な連携を図りながら必要な支援につなげます。	子育て応援課 健康づくり推進課
133	子育て相談会	市の母子保健部門による保健師・助産師・栄養士・心理相談員などの専門職による個別相談を実施します。	健康づくり推進課
134	教育相談	市の教育部門による基本的な対面相談のしくみで、窓口相談のほか、各学校園、生涯学習施設・事業での相談、電話相談なども含む総称で、教育部門と福祉部門が連携し、必要な支援につなげます。	教育指導室
135	★妊婦等包括相談支援事業【再掲】 新規掲載	妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。	健康づくり推進課
136	★見守りおむつ定期便 【再掲】	「見守り配達員」が生後2か月から1歳の誕生日を迎える月まで子育て用品をお届けし、状況確認や相談支援を行います。	こども政策課
137	★子育て支援アプリの運営 新規掲載	妊娠期から就学前児の保護者が利用し、事業の情報を得たり、イベント情報や事業の情報の情報提供を行う「子育て支援アプリ」の運用を行います。	こども政策課
138	市政情報の発信（広報、ウェブサイト、メール配信等）	広報、ウェブサイト、メール配信などで、子育てに必要な情報を随時配信します。	関係各課

個別施策 18 経済的負担の軽減

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
139	★出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者に対して、出産の費用を気にせず安心して出産していただくために、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
140	★助産の扶助	経済的理由により入院助産が困難な場合に、助産施設入所での出産を支援します。	子育て応援課
141	★児童手当の給付	家庭における生活の安定に寄与し、児童の健全な育成に資するために、高校生年齢までの児童を対象に手当を支給します。	こども政策課
142	児童扶養手当の給付	離婚などにより父または母がいない世帯、父または母が重度の障がいを持つ世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども政策課
143	★子ども医療費助成	18歳までの保険診療費の本人負担分を助成する制度で、大阪府の助成を受け、市が実施しています。	保険年金課
144	★就学援助費の支給 【再掲】	経済的な理由で援助を希望する世帯に、学校で必要な学用品・給食・修学旅行など諸経費の一部を支給します。	教育指導室
145	進路選択支援事業	高校・大学等に経済的な理由で進学が難しい生徒に対して、必要な情報提供や相談支援を行います。	教育指導室

主要施策 6 子育てにやさしい社会づくり

個別施策 19 仕事と家庭の調和に向けた支援

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
146	★男女共同参画推進事業	男女がともに参画する子育ての意識啓発・行動変容につなげるため、フォーラムや講座など、年次計画に基づく事業を進めます。	人権・市民協働課
147	★ワーク・ライフ・バランスの啓発事業	仕事重視の働き方・考え方を市民一人ひとりが改め、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）をめざす啓発活動を進めます。	商工観光課
148	★能力開発支援事業	女性の出産後の再就職などを応援するため、パソコンや調剤事務など、比較的短期間に一定の習得が可能な職業技術を習得することをめざす講座等を行います。	商工観光課
149	★就労相談・就労支援制度の普及啓発	地域就労支援センターを運営し、働く意欲、希望がありながら、様々な理由により、就労に結びつかない方への就労相談・就労支援を行います。	商工観光課

No.	事業名	事業の概要	担当課
150	就労支援事業	企業・事業所をはじめ、関係機関の支援・協力体制を強化し、「就職困難者等」の雇用創出につなげます。	商工観光課
151	就労情報の提供	子育て家庭をはじめ、市民が就業により安定した生活が行えるよう、ハローワークや大阪府等による面接会、セミナー等の就労情報を市においても発信します。	商工観光課
152	労働相談	社会保険労務士による労働相談を月1回実施します。	商工観光課

個別施策 20 ひとり親家庭への支援の推進

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
153	★母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭に対する総合的窓口として、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などについての相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	こども政策課
154	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親の状況・ニーズに応じて個別に自立支援計画を策定し、関係機関とも連携しながら、きめ細やかな自立・就労支援を行います。	こども政策課
155	★母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金【再掲】	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども政策課
156	★母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給【再掲】	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども政策課
157	高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために受講費用の一部を支給しています。	こども政策課
158	ひとり親家庭医療費助成	18歳までのこどもの養育者の保険診療費の本人負担分を助成する制度で、大阪府の助成を受け、市が実施しています。	保険年金課
159	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談及び受け付けを行い、生活の安定を支援します。	こども政策課
160	★養育費確保に向けた支援【再掲】	ひとり親が適切に養育費を確保できるよう、「母子・父子自立支援員」による相談や、公正証書等作成費用助成、保証会社との養育費保証契約料助成を行います。	こども政策課

No.	事業名	事業の概要	担当課
161	母子生活支援施設への入所	生活上の様々な問題のために、養育が十分にできない母と子を母子生活支援施設に入所させ、保護するとともに、自立促進のために安定した生活を支援します。	子育て応援課

個別施策 21 快適な生活環境の確保

★…第4章「施策の展開」の「主な事業」掲載項目

No.	事業名	事業の概要	担当課
162	★公園整備・公園管理事業	こどもや子育て世代が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する公園の整備を進めます。	道路公園課
163	★交通等バリアフリー基本構想推進事業	「富田林市交通等バリアフリー基本構想」に基づき、安全・安心・快適に移動できる環境整備を進めます。	都市計画課
164	★道路のバリアフリー化の推進	道路の段差解消、誘導ブロックの設置など歩行空間の環境整備を進めます。	道路公園課
165	★移動式ベビー休憩室の貸し出し	各種団体がイベントなどで利用するベビー休憩室用のテントとおむつ交換台の貸出を行います。	こども政策課

4 富田林市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項及び
こども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、富
田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 基本法第 10 条第 2 項の規定による計画の策定及び変更に関する事項について調査審議すること。
- (2) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員 20 人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又
は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) おおむね 16 歳から 30 歳までの若者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残
任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くこ
とができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

2 子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

5 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿

(委嘱期間：令和7年6月1日～令和9年3月31日)

※令和8年4月1日に再選予定

◎会長 ○副会長 (敬称略)

条例上の区分		氏名	所属等
1号	学識経験のある者	◎恒川 直樹	大阪常磐会大学短期大学部乳幼児教育学科教授
		○峯 恭子	大阪大谷大学教育学部教授
		向 晃佑	大阪大谷大学教育学部講師
2号	関係団体の推薦を受けた者	吉田 美代子	民生委員児童委員協議会
		福田 毅	富田林医師会
3号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	重野 文子	市立保育園(金剛東保育園長)
		古村 勝俊	市立幼稚園(喜志幼稚園長)
		岩片 啓子	市立小学校(大伴小学校長)
		中村 恵美	私立保育園(梅の里こども園長)
		竹田 和彦	私立幼稚園(東金剛幼稚園長)
		平山 文	富田林子ども家庭センター
		廣崎 祥子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事
		岩井 聡子	NPO法人ネットワークすこやか 理事
4号	子どもの保護者	岡野 幸代	公募の市民
		松田 睦美	公募の市民
		北谷 綾乃	保護者
		北代 春賀	保護者
		井尾 かおり	P T A連絡協議会
5号	おおむね16歳から30歳までの若者	高見 咲妃	若者会議OB・OG
		安部 優駿	若者会議OB・OG

6 計画策定の経緯

年度	月日	内容
令和 5年度	7月3日～ 7月20日	子どもの生活に関する実態調査の実施
	3月1日～ 3月20日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和 6年度	9月24日～ 11月29日	こどもの権利に関するアンケート調査の実施
	10月3日～ 10月21日	関係団体等アンケート調査の実施
	11月17日～ 12月8日	こどもワークショップ（募集型）
	11月29日～ 12月12日	関係団体等ヒアリング調査の実施
	12月18日～ 1月22日	こどもへのヒアリング（こども園・幼稚園・保育園のこども）
	1月18日～ 2月2日	こどもワークショップ（アウトリーチ型）
	1月30日～ 2月27日	こどもへのヒアリング（多様な学び・生活環境にあるこども）
令和 7年度	6月30日	令和7年度 第1回富田林市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議について ・「(仮称) 富田林市こども計画」の策定について ・若者・少子化関連アンケート調査について ・富田林市こどもの権利条例の制定について ・富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(骨子案)について
	7月31日～ 8月15日	若者・少子化アンケート調査の実施
	8月21日	令和7年度 第2回富田林市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について ・「(仮称) 富田林市こども計画」骨子案について ・若者アンケートの進捗状況について(速報) ・富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)及びパブリックコメントについて
	10月31日	令和7年度 第3回富田林市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利条例について ・「(仮称) 富田林市こども計画」素案について ・若者の生活や意識に関するアンケート調査の報告について ・富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)に対するパブリックコメントの実施結果及び計画の策定について
	11月28日	令和7年度 第4回富田林市子ども・子育て会議（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 富田林市こども計画」素案について
	1月5日～ 2月6日	パブリックコメントの実施
	2月20日	令和7年度 第5回富田林市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「富田林市こども計画(案)」について(パブリックコメント結果及び対応の報告) ・令和8年度以降の子ども・子育て会議について ・ヤングケアラーの取組み及び令和8年度ヤングケアラー実態調査の実施について

7 富田林市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利（第4条）

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割（第5条—第9条）

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進（第10条—第14条）

第5章 こどもの権利の擁護および救済（第15条・第16条）

第6章 条例の推進（第17条—第19条）

第7章 雑則（第20条）

附則

（こどもの思い）

私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。

そして、私たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい。
- ・意見や思いを受け止めて向き合ってもらいたい。間違っているけど、ただ否定するのではなく、理由もちゃんと聞いてほしい。おたがいの意見を交換して、おとなの意見もしっかりと聞きたい。
- ・自分のペースで学びたい。
- ・学校や地域で、気持ちよくすごしたい。
- ・安心して安全に遊んだり、楽しんだり、休んだり、喜んだり、学んだり、経験したい。
- ・いじめや暴力、差別、虐待、ひいき、くらしの差がない、私たちにとってすごしやすい社会になってほしい。
- ・得意なことを活かしたり、リラックスできたり、友達といっしょにいられるような安心できる居場所がほしい。

（おとなへのメッセージ）

おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。

私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。

- ・私たちは、色々な個性を持っています。どんなこどもも受け入れ、認めてほしいです。
- ・私たちは、おとなと同じように自分で考えることや意見を伝えることができます。でも、考える時間はください。そして、おとなは意見を聞いてそれをにっこり笑顔で受け止めてほしいです。全部じゃなくていいです。でも、大事なことは聞いてほしいです。そして、ダメなときは理由も教えてください。
- ・私たちが、分かりやすく、楽しめる学習や教育を受けたり、気持ちよく生活したりする環境をつくってください。学校じゃなくても学びやすい環境をつくってほしいです。
- ・私たちには、好きなことをしたり、一人でゆっくりしたりする時間も必要ということを知ってほしいです。おとなだけじゃなくこどももみんな一緒だと思います。
- ・私たちが、どんな道を選んでも、認めて、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。失敗しても私たちにとっては宝物です。
- ・私たちにいじめや差別、虐待などしないでほしいです。そして、つらいとき、困ったときのサインを見落とさないで助けてください。
- ・おとなのみなさんが考えてやってくれたことを、私たちにも分かるように教えてほしいです。
- ・私たちみんなにこどもの権利があります。すべての人にこどもの権利を知ってほしいです。こどもだけやおとなだけではなく、どちらにも関係する大切なことです。
- ・おとなの時代とこどもの時代はちがいます。意見をおしつけしないで、こどもにとって、最もよいことを一緒に考えてください。

（市やおとなの決意）

この条例は、「こどもの声を聴く取組」を通じて、こどもと一緒に作りました。

こどもが語ってくれた思いや願いは、かけがえのない宝物です。私たち市やおとなは、この貴重な声を胸に刻み、こどもとともに歩む決意をします。

すべてのこどもは、今を生きる権利の主体であり、地域社会の一員です。一人ひとりがあるままの自分で、自分らしく生きることができる大切な存在です。

私たち市やおとなは、こどもの権利を保障するために、このようなことを約束します。

- ・どのような理由でも差別されることなく、安心して生き、育つことができる環境をつくります。
- ・こどもの意見、考え、気持ち等を真摯に聴き、尊重します。
- ・こどもの権利を理解し、こどもの最善の利益を第一に考えます。
- ・こどもが困ったときに、安心して相談できるようにします。
- ・一人ひとりのこどもの個性を大切にします。
- ・まち全体でこどもを見守り、支援します。

ここに、日本国憲法、子どもの権利条約およびこども基本法に基づき、こどもとともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進し、今と未来のすべてのこどもが、権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することをめざし、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 市内に居住し、通学し、もしくは通勤する者、市内で活動する者のうち18歳未満の者またはこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者をいいます。
- (2) 保護者 親または里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいいます。
 - ア 市内に居住し、通学し、または通勤する者
 - イ 市内で事業を営む個人、法人または団体（以下「事業者」といいます。）
 - ウ 市内で活動を行う個人、法人または団体
- (4) 育ち学ぶ施設等 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営し、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こどもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること。
- (4) こどもは、こどもの権利を理解され、尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられること。

第2章 こどもの権利

(こどもの権利の保障)

第4条 こどもは、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）およびこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、権利の主体として、すべてのこどもの権利が保障されます。

2 次に掲げるこどもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。

- (1) どのような理由でも差別されない権利
- (2) あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利
- (4) 自分に関わることに参加する権利
- (5) 安心して生き、育つ権利
- (6) ありのままの自分で生きる権利
- (7) 社会とつながり、ともに生きる権利
- (8) 休む・遊ぶ権利
- (9) 学ぶ権利
- (10) 相談する権利
- (11) 必要な支援を受ける権利

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

(共通の責務)

第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利を知り、理解し、尊重し、保障します。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見等を尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えます。

3 すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害（以下「こどもの権利侵害」といいます。）を行ってはけません。

4 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが安心して生き、育つことができるよう、まち全体でこどもを見守り、支援します。

(市の責務)

第6条 市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する責務を有します。

2 市は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

3 市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、こどもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもが安心して生きることができる環境をこどもとともに育んでいきます。

2 保護者は、こどもの養育、子育てまたは家庭に関する悩み、困りごと等について、市、育ち学ぶ施設等および関係機関に相談し、または支援を求めることができます。

3 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、こどもの権利を保障するまちづくりをともに考え、協力していきます。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、こどもの権利を保障するまちづくりの推進に協力するよう努めます。

2 事業者は、その従業員が仕事と子育てを両立し、こどもの権利を保障することができる環境の確保に努めます。

(育ち学ぶ施設等の役割)

第9条 育ち学ぶ施設等は、学び、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保します。

2 育ち学ぶ施設等は、市、保護者および市民等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。

3 育ち学ぶ施設等は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

(こどもの権利の周知および啓発)

第10条 こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。

2 市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。

3 市は、こどもがこどもの権利を学ぶ多様な機会を設けます。

4 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利を知る多様な機会を設けます。

5 市は、こども、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定めます。

6 富田林市こどもの権利の日は、11月20日とします。

(こどもの権利侵害の防止および救済)

第11条 こどもは、こどもの権利侵害を受けたとき、または受けるおそれがあるときは、必要な支援を受けることができます。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。

3 市および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

4 市および育ち学ぶ施設等は、その職員等に対し、前項の支援を行うために必要な知識を学ぶ機会を設けます。

(こどもの意見表明および参加)

第12条 こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。

2 こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。

- 3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等の表明を強要し、または表明したことによる不利益な取扱いをしてはいけません。
- 4 市は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けます。
- 5 市は、こどもに関する施策の立案、実施結果の評価等を行うときは、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。
- 6 市は、前項の機会を設けるときは、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用います。
- 7 市は、こどもの意見等を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努めます。
- 8 市は、こどもの意見等に対し、こどもにフィードバックする機会を設けます。
- 9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

(こどもの相談)

第13条 こどもは、悩み、困りごと、意見等について、気軽に相談することができます。

- 2 市は、こども自身が気軽に安心して相談できる機会を設けます。
- 3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが気軽に安心して相談できる環境づくりに努めます。
- 4 こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の擁護または救済に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

(こどもの権利を保障する施策の推進)

第14条 市は、すべてのこどもがだれ一人取り残されることなく、その権利が守られ、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。

- 2 市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりし、安心して自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進します。
- 3 市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。
- 4 市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。
- 5 市は、保護者がこどもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭等の状況に応じた支援を行います。
- 6 市は、こどもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設等と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援します。

第5章 こどもの権利の擁護および救済

(富田林市こどもの権利擁護委員会の設置)

第15条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済のために、市長の附属機関として、富田林市こどもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員会は、第3条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 相談に応じ、必要な支援をすること。
 - (2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。
 - (3) 前号の調査または調整の結果、擁護委員会が必要と認めるときは、関係者に勧告、意見表明または要請を行うこと。
 - (4) 制度の改善等、市に意見を述べること。
 - (5) こどもの権利および擁護委員会について、周知および啓発を行うこと。
- 3 擁護委員会は、委員3人以内で組織します。
- 4 委員は、次の要件を満たす者のうちから、市長が委嘱します。
 - (1) こどもの権利に関し識見を有すること。
 - (2) 第2項各号に掲げる擁護委員会の職務（以下「擁護委員会の職務」といいます。）の遂行について、利害関係がないこと。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 市長は、委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。
- 7 委員は、擁護委員会の職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - (1) こどもの権利の擁護者として、こどもに意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めること。
 - (2) 関係機関および関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
 - (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。

- 8 擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。
 - 9 委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表します。
 - 10 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理します。
 - 11 市は、擁護委員会の独立性を尊重しなければなりません。
 - 12 市は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。
 - 13 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。
 - 14 市は、擁護委員会から第2項第3号または第4号の規定による勧告等を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。
 - 15 擁護委員会は、毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。
(相談・調査専門員)
- 第16条 市長は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、こどもの権利に係る相談・調査専門員（次項において「相談・調査専門員」といいます。）を置きます。
- 2 相談・調査専門員は、擁護委員会と緊密に連携し、擁護委員会の職務を支援します。

第6章 条例の推進

(計画)

- 第17条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「こども計画」といいます。）を定めます。
- 2 こども計画は、こども基本法第10条第2項の規定により策定するこども施策についての計画とします。
 - 3 市は、こども計画の策定にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。
 - 4 市は、こども計画において、この条例の推進を図るための必要な事項を定めます。
 - 5 市は、この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表します。
(評価および検証)

第18条 市は、こども計画の実施の状況を評価および検証します。

- 2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例（平成25年富田林市条例第29号）に基づく富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴きます。
- 3 市は、評価および検証にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。
- 4 市は、評価および検証の結果について、公表するとともに、必要に応じて改善を行います。
(関係機関との連携ならびに施策および計画との整合)

第19条 市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携します。

- 2 市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたり、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、この条例との整合を図ります。

第7章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

富田林市こども計画

令和8年3月

発行：富田林市

企画・編集 富田林市 こども未来部 こども政策課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1-1

電話：0721-25-1000（代表）



とんだばやし
こどもの
権利条例



SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030

富田林市こども計画